

令和 5 年 9 月 7 日

第 7 回南知多町議会定例会会議録

1 議 事 日 程

9月7日（2日目）

日程第1 一般質問

2 会議に付した事件 議事日程に同じ

3 議員の出欠席状況

出席議員（12名）

1番	森	宏	子	2番	山	本	優	作	
3番	鈴	木	浩	二	4番	片	山	陽	市
5番	小	嶋	完	作	6番	内	田	保	
7番	石	垣	菊	蔵	8番	服	部	光	男
9番	藤	井	満	久	10番	吉	原	一	治
11番	榎	戸	陵	友	12番	石	黒	充	明

欠席議員（なし）

4 説明のため出席した者の職・氏名

町	長	石	黒	和	彦	副	町	長	高	田	順	平								
総	務	部	長	大	岩	幹	治	総	務	課	長	坂	口	増	和					
防	災	危	機	管	理	室	長	石	黒	俊	光	企	画	財	政	課	長	滝	本	功
成	長	戦	略	室	長	山	本	剛	資	建	設	経	済	部	長	滝	本	恭	史	
建	設	課	長	山	本	剛	資	産	業	振	興	課	長	奥	川	広	康			
水	道	課	長	山	下	哲	矢	厚	生	部	長	相	川	和	英					
住	民	福	祉	課	長	田	中	直	之	環	境	課	長	富	田	和	彦			
健	康	子	育	て	室	長	大	久	保	美	保	教	育	課	長	高	橋	篤		
教	育	部	長	鈴	木	淳	二	学	校	教	育	課	長	鈴	木	和	芳			
社	会	教	育	課	長	森	崇	史												

5 職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長 田中達也 書記 松本満砂

書 記 山 下 英 将

[開議 9時30分]

○議長（鈴木浩二君）

皆さん、おはようございます。

本日は、9月定例町議会2日目に御出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

ここで、発言をする方に申し上げます。

聞き取りにくい場合がありますので、発言に際し、マスクを外し発言をしてください。

ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。よろしくお願いいたします。

日程第1 一般質問

○議長（鈴木浩二君）

日程第1、一般質問を行います。

質問の時間は答弁を含めて1時間までとし、関連質問は認めません。なお、念のため申し上げます。自席からの再質問については、細分化してもよいことといたします。また、法令を遵守し、良識と節度を持って議会運営に心がけてください。

7番、石垣菊蔵議員。

○7番（石垣菊蔵君）

おはようございます。

議長の許可を得ましたので、一般質問をさせていただきます。

質問事項1. 住民の大切な命を守るための津波避難場所、避難経路確保のため周辺整備をについて質問をいたします。

南知多町の津波防災マップ豊浜地区の津波一次避難場所の一つに、豊浜中洲地区の大久郷（道路上）が指定されています。過去には、国道247号線の東西が遮断されたときの緊急避難路として拡幅をとの要望をしたこともあったと記憶しておりますが、桜公園周辺道路の整備も進み、そこまでを求める質問ではありません。

大久郷のこの町道3028号線は、軽自動車が行き交える道路であって、散策路としての利用もあり、津波一次避難場所の標識地点では標高26メートル余りあり、そして豊浜地

区住民の避難経路であるばかりか、背後の農道は国営農地開発事業初神第一団地内の中洲ヶ丘に通じており、その標高は70メートル近くあることから、想定外の大津波に襲われても十分安全・安心が担保されています。3か月前に日本を縦断した台風2号により町内でも多くの土木被害を受けました。この大久郷の避難路でも小規模な土砂崩れが発生し、一時通行できなくなりました。

そこで、住民の大切な命を守るために指定されている安全であるべき津波一次避難場所への避難路について質問をいたします。

①町内で町道3028号線のように、ここ数年間において、落石や小規模な土砂崩れの発生している津波一次避難場所への避難路はどれだけあるか。

②津波一次避難場所への避難路については、定期的な安全確認をどのようにしているか。

③豊浜中洲地区の大久郷の避難路については、特に一次避難場所の看板付近から下側において、過去に何度となく落石が発生しています。地元区民からはその都度町に通報していると聞いているが、この事例の報告記録はあるか、またどのように対応したか。

④この避難路には、一部区間に擁壁と落石防止柵が設置されているが、どのような対策事業で実施したか。

⑤避難路に擁壁や落石防止柵が必要だと思われる箇所は町内に何か所あるか。

⑥この道路は、繰り返しになりますが避難路としてのみならず、その先の国営農地初神第一団地へつながる道路として、この地区の住民にとって大変重要な役割を担っており、住民の安全・安心を考慮して早急にのり面対策が必要であります。しかしながら、人家もなく、これまでは治山工事の対象とならなかった箇所となっています。このような箇所でののり面対策は近年どのように対応しているか、またこの箇所においては、どのように対応していくか。

質問事項2. アフターコロナにおける新たな生活支援策について質問をいたします。

大型連休が明けた5月8日に、新型コロナウイルス感染症の位置づけが季節性インフルエンザと同じ5類に移行しました。このことからようやくアフターコロナに転換したと言えます。

しかし、ロシアによるウクライナ侵攻により液化天然ガスなどのエネルギー価格の高騰による電気料金の値上げもあり、経済の先行きへの不安も重なり、小麦などの穀物はじめ金属など幅広いものにまで価格高騰が続いており、町民の生活や食にまで大きな影

響を及ぼしております。

近隣町の家計への支援策の一つとして、武豊町では区加入世帯に旧可燃ごみの指定ごみ袋を20枚配付しました。同様に美浜町では旧可燃ごみの指定ごみ袋を各世帯に45リットルを50枚、30リットルを20枚配付し、住民に対する生活支援策を行いました。

南知多町においては、ごみの減量と新たな体系での有料化に伴い、使い残しのあった指定ごみ袋を令和3年度中に販売店や地域住民から払戻しを行ったと聞いております。南知多町においても、旧可燃ごみ専用の指定ごみ袋を各家庭へのアフターコロナにおける新たな支援策として配付の検討をしていただきたく、次の質問をいたします。

①一般廃棄物処理実態調査によると、南知多町内の家庭から排出される1人1日当たりのごみ量は愛知県内においてはワースト2で、令和2年度が965グラム、令和3年度が554グラムでした。急激に排出量が減った要因としては、容器包装等の分別方法の変更に伴う減と考えられるが、まだまだ減量化を進める必要があると考えます。

直近の令和4年分の調査結果がまだ出ていないとのことですが、ワースト2返上のためにごみ減量施策として現在まで何を行い、今後のごみ減量化をさらに進めるための新たな施策は検討しているか。また、ごみ減量化のための広報などの実施状況はどうか。

②家庭から排出される1人1日当たりのごみ量ワースト2返上のために、地域の住民の皆さんにも協力をいただいて一定の成果が出ています。知多南部広域環境組合の構成市町におけるコロナ禍、アフターコロナの支援策として、美浜町と武豊町が旧可燃ごみ指定ごみ袋の配付を行いました。美浜町の施策においては、一般的な家庭のごみ排出量から推測すると、半年程度の支援策となっていると考えます。

現在の指定ごみ袋制度については、指定ごみ袋にごみ処理に係る経費を賦課していることは重々承知しておりますが、近隣の知多南部広域環境組合を構成する2町が支援策を実施し、そして可燃ごみの減量に対する町民の意識も高まっているところから、本町においても各家庭に無料配付を行うことで、電気料金の値上げなど逼迫する家計への支援をすることはできないか。

質問事項3. 自転車乗車用ヘルメットの購入補助の実現をについて質問をいたします。

改正道路交通法の施行により、令和5年4月1日より全ての自転車利用者に対し、乗車用ヘルメットの着用が義務化されました。愛知県では、既に自転車の安全で適切な利用の促進に関する条例により、令和3年10月1日から全ての自転車利用者のヘルメット着用が努力義務化されています。令和4年中に愛知県内の自転車が必要となった死傷者

数は5,798名で、そのうち20名もの貴い命が失われています。

そこで、愛知県の自転車乗車用のヘルメット購入補助制度の活用と自転車乗車用ヘルメット着用の普及啓発活動について質問をいたします。

①中日新聞8月9日朝刊の県内版に、愛知県の自転車乗車用ヘルメットの購入費用の補助制度が掲載されました。この補助制度は、令和3年4月から実施されています。この制度について、町民からの問合せはあったか。

②この補助制度については、ヘルメットの購入費用の2分の1の補助で、上限はヘルメット1個につき2,000円としております。財源の内訳としては、県が2,000円のうち2分の1の1,000円を、残りの1,000円を町村、加えて市が負担することとされています。

知多5市5町では、この制度を実施していないのは南知多町だけです。子どもから大人まで大切な命を守るためのヘルメット購入に対するこの補助制度の導入はできないか。

③本町においては、自転車による事故防止のための啓発を目的に、小・中学校等でのヘルメット着用や自転車の安全運転のための教育はどのように行われているか。

以上で壇上での通告書の朗読を終わります。

なお、再質問がある場合は、自席にて行いますのでよろしく願いをいたします。

○議長（鈴木浩二君）

総務部長。

○総務部長（大岩幹治君）

それでは、御質問1-1、1-2、1-5は私、総務部長から、1-3、1-4、1-6は建設経済部長から答弁をさせていただきます。

それでは、御質問1-1について答弁させていただきます。

津波一次避難場所への避難経路について、過去5年間において落石や小規模な土砂崩れは、町道3028号線のほかに内海2か所、山海1か所、豊浜2か所、片名1か所の合計6か所ありました。

（7番議員挙手）

○議長（鈴木浩二君）

石垣議員。

○7番（石垣菊蔵君）

今回回答いただきました。

幾つか小規模でも危険な箇所があるということですが、6か所の場所等、具体的に分

かれば教えてください。

○議長（鈴木浩二君）

防災危機管理室長。

○防災危機管理室長（石黒俊光君）

この6か所は避難経路であり、全て町道沿いであります。落石や小規模な土砂崩れなど発生した規模は様々であります。

1か所目は内海字林之峯、2か所目は内海字大名切、大宝寺へ行く途中、3か所目は山海字向山、4か所目は豊浜中洲、富士ヶ根、桜公園へ行く途中、5か所目は豊浜初神、白菊稲荷へ行く途中、6か所目は片名字黒地、町道片名師崎線沿いです。

（7番議員挙手）

○議長（鈴木浩二君）

石垣議員。

○7番（石垣菊蔵君）

分かりました。

全ての箇所が地域にとって津波避難場所への重要な避難経路でありますので、今後とも対応をよろしく願いをいたします。

次の②、お願いいたします。

○議長（鈴木浩二君）

総務部長。

○総務部長（大岩幹治君）

それでは、御質問1-2について答弁をさせていただきます。

避難経路の安全確認については、各地区の自主防災組織において毎年1回程度の点検を実施し、また場所によっては草刈りなどの維持管理もしていただいております。以上です。

（7番議員挙手）

○議長（鈴木浩二君）

石垣議員。

○7番（石垣菊蔵君）

ありがとうございます。

今後ともしっかり安全の確認、そして地域との協力体制の構築をよろしく願いをい

たします。

次の回答をお願いいたします。

○議長（鈴木浩二君）

建設経済部長。

○建設経済部長（滝本恭史君）

御質問1－3につきまして答弁させていただきます。

落石が発生し通報いただいた際は、その都度現地にて状況を確認を行い、職員で道路上の土砂除去作業を行っておりますので、報告記録はございません。なお、この場所における落石防止対策においては、以前から中洲区の事業要望として把握しております。以上です。

（7番議員挙手）

○議長（鈴木浩二君）

石垣議員。

○7番（石垣菊蔵君）

この場所は、過去には小さな落石でありましたが、今回は小規模ながら土砂が崩れ、町民が国営農地内の畑に行けなくなり、近隣住民の方々の応援で土砂の除去を行ったと聞いております。その後、建設課により追加をしていただいたとの報告も受けております。今後も小規模であっても迅速な対応をよろしくお願いいたします。

次の4番、お願いいたします。

○議長（鈴木浩二君）

建設経済部長。

○建設経済部長（滝本恭史君）

それでは、御質問1－4につきまして答弁させていただきます。

この避難経路において、一部区間に既に設置されている擁壁及び落石防止柵は、本町で過去に行っていた小規模治山事業で実施されたものです。

（7番議員挙手）

○議長（鈴木浩二君）

石垣議員。

○7番（石垣菊蔵君）

この場所は、なぜ当時延長ができなかったのかと私自身もずっと考えておりました。

そして、地元区などからもどこまで要望したのか確認できませんでした。そういったことから質問6で、これらの施策について確認しますので、次の⑤番をお願いいたします。

○議長（鈴木浩二君）

総務部長。

○総務部長（大岩幹治君）

それでは、御質問1－5について答弁をさせていただきます。

現在、地元区などからの報告において、のり面からの落石等により対策が必要であると認識している箇所は、豊浜中洲地区の大久郷を含め町内で4か所あり、うち1か所は既に愛知県による治山工事を着手しております。残りの3か所についても愛知県に対し、順次対策工事の実施を要望していきます。以上です。

（7番議員挙手）

○議長（鈴木浩二君）

石垣議員。

○7番（石垣菊蔵君）

この5番の関係は①と同様に着手、要望箇所が分かれば教えてください。

○議長（鈴木浩二君）

防災危機管理室長。

○防災危機管理室長（石黒俊光君）

片名字黒地、町道片名師崎線については、既に工事着手しています。

そのほかの3か所については、愛知県に対策工事の実施を要望していく箇所で、1か所目は内海字大名切、大宝寺へ行く途中、それから2か所目は内海楠、久須神社、それから3か所目は豊浜中洲、大久郷です。

（7番議員挙手）

○議長（鈴木浩二君）

石垣議員。

○7番（石垣菊蔵君）

まだまだ何か所か存在しております。

地震については、特に阪神・淡路大震災以降、数年に1度と言わず発生し、甚大な被害をもたらしております。また、地震については予知・予測、いつ来るのか風水害のような予測ができません。緊急地震速報の発表があるものの、数分、数十分後といった発

表で、緊急避難や対応も速やかに行動をとるというアナウンスで避難経路の選択の余地はありません。このことから、命を守る避難経路の安全対策の徹底をよろしくお願いいたします。

最後の⑥番、よろしくお願いいたします。

○議長（鈴木浩二君）

建設経済部長。

○建設経済部長（滝本恭史君）

それでは、御質問1－6につきまして答弁させていただきます。

議員御指摘のように、これまで愛知県による治山事業においては、のり面下に人家が存在するなどの条件を最優先し、のり面の危険度などに応じて事業実施箇所を選定を行ってまいりました。しかしながら、近年人家が存在しない箇所においても、地震、津波対策として、避難経路の安全性確保の観点から優先的に事業実施しているところがございます。したがって、この箇所においても地域の重要な避難経路であることから、今後は愛知県に対し、治山事業としてののり面对策を要望していく考えです。

（7番議員挙手）

○議長（鈴木浩二君）

石垣議員。

○7番（石垣菊蔵君）

今後に向けての回答、ありがとうございます。

この津波一次避難場所は、繰り返しになりますが、豊浜地区にとって位置的な利便性も高く、加えて国営農地開発事業地内の農道まで避難すれば、そこから700メートル西には同じく豊浜地区の津波避難場所の一つ、富士ヶ峰神社、桜公園にたどり着き、標高は100メートル強あり、公園や駐車場もあり、停電や断水がなければ避難広場として十分な広さと環境が確保されています。

また、広報「みなみちた」7月号でも紹介されました桜公園公衆便所については、愛知県と町の支援により多目的トイレとして整備され、車椅子での利用もできるトイレとなっております。緊急時には携帯電話の充電に利用できる電源確保はもちろん、富士ヶ峰中腹の中継ポンプ場には貯水槽を備えており、加えて町の自主防災会の補助メニューを活用した防災倉庫が先月8月に設置され、一時的には数日から1週間程度追加の備蓄を加えれば、さらに長く避難が可能な場所となりました。

今後、答弁いただきました治山事業としてののり面対策工事を早急に愛知県に対し、要望活動をよろしく願いをいたします。そして、町民の安全・安心が担保できる避難経路、避難場所としての日でも早く環境整備ができることを期待しております。

初日に議長からも挨拶がありましたように、今月は防災月間、そして9月1日を含む1週間は防災週間とされており、去る3日には豊浜地区防災訓練が実施され、私自身も参加をさせていただきました。災害に対する身近な問題として、今回の一般質問では、豊浜地区内の津波一次避難場所への避難経路を中心として質問させていただきました。しかし、町内には数多くの避難場所が続く避難経路が存在します。万が一災害が起きたときに住民が一次避難場所に到達できない、避難経路が利用できないということでは困ります。住民のかけがいのない大切な命を津波被害から守るために、定期的な避難経路の確認、住民が迅速に移動して安全に安心して避難できる避難経路の整備をお願いしまして、1の質問を終わります。

次の大きな2番、お願いいたします。

○議長（鈴木浩二君）

厚生部長。

○厚生部長（相川和英君）

それでは、御質問2-1につきまして答弁させていただきます。

令和3年度より家庭系ごみの有料化、プラスチック製容器包装の分別収集、枯れ草・剪定枝の資源化・堆肥化などの施策を実施したことにより、令和3年度の家庭から排出される1人1日当たりのごみ量は554グラムとなりました。これは、県内54市町村中38番目であり、ワースト2は返上しております。

ごみ減量化をさらに進めるための新たな施策につきましては、生ごみの発生抑制のための対策として、今年5月に広報などで消滅型生ごみ処理機キエーロのモニター募集を行い、現在その効果についてモニターの皆様と検証を行っております。来年度以降キエーロを実用化し、現在補助事業として行っているコンポストなどの生ごみ堆肥化容器等設置奨励補助と同様の補助事業を実施する予定をしております。

また、ごみの発生抑制につながる消費行動の啓発強化を行うため、アイデアや取組事例を町民の皆さんより募集し、広報などで紹介したり、環境学習の機会の増加を図るため、知多南部広域環境センター「ゆめくりん」の見学会を実施する予定をしております。

分別収集におきましても、今年度は職員により分別収集の現場を取材し、優良事例や

問題点を広報で特集記事として周知するほか、御家庭での分別における疑問点を解消するため、各地区で開催されているサロンを随時訪問し、分別の説明会を行っています。

広報などの実施状況につきましては、アスパと生ごみを混ぜて肥料をすることにより生ごみの減量を促す記事や、生ごみ堆肥化容器や生ごみ電動処理機の購入に対する補助の記事、また年間を通して家庭用食用油の回収のお知らせや分別収集への啓発記事、家電リサイクルの方法、「ゆめくりん」での環境教育イベントの情報提供などの周知を行っております。

(7番議員挙手)

○議長（鈴木浩二君）

石垣議員。

○7番（石垣菊蔵君）

分かりました。

1つ再質問させていただきます。

生ごみの発生抑制対策について、現在実施中の生ごみ堆肥化容器コンポスト補助事業、これまで過去10年程度の累積は何基補助、普及しておりますか、またその効果、評価・評判はいかがですか。あわせて、これから普及させるごみ処理機キエーロとコンポストと類似するように思いますが、比較、さらにどのような利点、優れたところがあるか、分かれば教えてください。

○議長（鈴木浩二君）

環境課長。

○環境課長（富田和彦君）

ただいまの石垣議員からの御質問に対して、答弁させていただきます。

コンポストの過去10年間の累計の補助実績は61基であり、生ごみの減量には効果があると考えておりますが、一部の町民の方から生ごみの減量には役立っているが、できた堆肥の使い道に困るという声が寄せられております。

コンポストとキエーロの比較につきましては、コンポストは生ごみを堆肥化する容器であるため、できた堆肥を利用する必要があります。また、水はけをよくするために庭などに穴を掘って設置する必要がありますので、庭や畑がないと利用できません。その点、キエーロは黒土に含まれるバクテリアの力で生ごみを分解するものでありますので、堆肥はできず、堆肥が必要でない方にも利用することができます。また、穴を掘って設

置する必要がないため、ベランダでも手軽に利用ができます。したがいまして、穴を掘ってコンポストを設置できる場所があり、できた堆肥を利用できる方はコンポストを、堆肥を必要としない方はベランダでも手軽にできるキューロで生ごみの減量をしていただけたらと考えております。以上です。

(7番議員挙手)

○議長（鈴木浩二君）

石垣議員。

○7番（石垣菊蔵君）

分かりました。

効果的な減量化に向けた各種対策をしっかりとお願いします。

次の②番、お願いいたします。

○議長（鈴木浩二君）

厚生部長。

○厚生部長（相川和英君）

それでは、御質問2-2につきまして答弁させていただきます。

議員も御存じのとおり、家庭系ごみの有料化とは、家庭からごみを出す際に町が指定する有料のごみ袋、すなわち一般廃棄物の処理に係る手数料を徴収することにより、ごみの排出量に応じて経済的な負担をしていただく制度であります。この制度は、ごみの減量、資源化が家計の支出減につながるという経済的な動機づけを活用して、ごみに関する町民の意識を転換することにより、ごみの減量化が図られるものであります。

家庭系ごみの有料化をはじめとする施策を実施したことにより、令和3年度の家庭から排出される1人1日当たりのごみ量は554グラムとなり、ワースト2は返上しておりますが、県民1人1日当たりでは514グラムであり、議員もおっしゃっておられるように、まだまだ減量化を進める必要があると考えております。

したがいまして、各家庭に無料配付を行うことは分別意識を低下させ、ごみ減量の動機が薄れてしまう懸念があるため、今のところ各家庭に無料配付を行う考えはございません。

また、有料のごみ袋切替え時に生じた旧可燃ごみの指定ごみ袋につきましては、今後もボランティア清掃、地区一斉清掃、海岸漂着物等地域対策推進事業、非常災害時のごみ袋として活用していく予定でありますので、御理解をお願いいたします。

なお、町民の皆様に対しての支援につきましては、先ほど答弁しましたキエーロの実用化のような家庭から出るごみそのものを減らし、指定ごみ袋購入量を減らす方向の支援措置を実施していきたいと考えております。

(7番議員挙手)

○議長（鈴木浩二君）

石垣議員。

○7番（石垣菊蔵君）

考えていないという答弁で、少し残念であります。

新型コロナウイルス感染症、そしてロシアによるウクライナ侵攻などの影響は、まだまだ各家庭においては日々の食から電気料金に至るまで、幅広い範囲で生活に大きな影響を与えています。

南知多町の主たる産業である農業、漁業、観光業についても、新型コロナの影響から景気は上向きまたは脱却しつつあると言われてはいますが、飼料、燃料や原材料の高騰が続いていることもあり、先行きの不安感や今後の景気の不透明感は否めないことから、このような質問をさせていただきました。

事業者や各家庭においても、切り詰めるものは切り詰めて事業、生活を営まれています。昨年度まで国から支援されてきました多種多様な支援金も今後は期待できません。まさに全ての南知多町民が協力し合って、この難局を乗り切るほかありません。町民や事業者の皆さんにも削られるところは削っていただいています。町民や事業者の皆さんには、ごみを処理するにも多額の経費がかかっていますので、引き続き担当部局においては新たな施策の検討、推進をよろしく願いいたします。

また、今回要望した事業は特別な予算措置等が必要ないと思われることから、担当部局においては、今後も支援できる部分があれば再検討していただきたくお願いをいたしまして、次の大きな3番、お願いします。

この答弁は、①から③まで一括でお願いをいたします。

○議長（鈴木浩二君）

総務部長。

○総務部長（大岩幹治君）

それでは、御質問3-1、3-2は私、総務部長から、3-3は教育部長から答弁させていただきます。

それでは、御質問 3-1 について答弁させていただきます。

町民からの問合せは、道路交通法の改正のあった今年 4 月頃から数件、また改正前においても数件であり、正確な件数は把握しておりません。

続きまして、御質問 3-2 について答弁をさせていただきます。

この補助金制度は、愛知県が令和 3 年度に始めた事業であります。対象となるのは S G マーク等安全基準を満たす新品の自転車乗車用ヘルメットで、当初、令和 5 年度までの 3 年間行うという時限的措置でした。

町としましては、令和 3 年度の時点で小・中学生については学校からのヘルメット着用指導がされている状況であること、従来から使用されているヘルメットは S G マーク等ついていなくても、愛知県条例の自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例で規定されている着用の義務は果たしているということを愛知県から確認したことから、該当期間だけ補助を行うのは不平等につながると考え、導入を見送りました。

今年 8 月 10 日現在で愛知県へ問い合わせたところ、令和 6 年度の事業の継続については検討段階という回答でした。また、愛知県が県内各市町村に対して、令和 6 年度以降この補助制度を実施する予定があるかどうかの意向を調査した結果によりますと、65% の市町村が愛知県が実施するなら実施すると回答しています。アンケートの回答には、多くの市町村が愛知県の規定している 7 歳以上 18 歳以下と 65 歳以上を補助対象とする年齢制限を解除して、全年齢対象の補助制度としてほしいと回答しています。

町が令和 6 年度に補助制度を導入するかの検討する際には、愛知県が補助事業を継続し、全ての年齢を補助対象とするなどのヘルメット着用促進の効果が高い施策かどうかを慎重に検討してまいります。以上です。

○議長（鈴木浩二君）

教育部長。

○教育部長（鈴木淳二君）

それでは、御質問 3-3 につきまして答弁させていただきます。

町内の各小・中学校では、児童・生徒に対して学級活動の時間や朝の会、学校行事において、ヘルメットの着用をはじめ自転車の安全な乗り方や交通の決まり、交通事故防止のための安全な行動などを指導しています。

具体的には、小学校においては、各学年によって実施している内容が異なりますが、半田警察署より講師を招いて交通安全の講話を聞いたり、運動場にて各自の自転車を使用

した安全な乗り方やブレーキの使い方、正しい交通ルールやマナーについて学んでいます。また、中学校では、自転車通学者に対して、常に自転車の整備に留意するよう定期的に一齐点検を実施したり、駐輪時の施錠の習慣を身につける指導をしております。以上です。

(7番議員挙手)

○議長（鈴木浩二君）

石垣議員。

○7番（石垣菊蔵君）

再質問。

前後しますが、まず③、小・中学校へのヘルメットの着用の必要性や自転車の安全運転のために時間を割いての教育や指導を今後ともよろしく願いをいたします。特に、道路交通法の知識が十分でない小学生低学年の児童の皆さんへの教育指導をよろしく願いをいたします。

質問②の答弁について、ヘルメット補助を愛知県が実施した令和3年度になぜ導入実施しなかったのか、いま一度回答をいただければありがたいです。

○議長（鈴木浩二君）

防災危機管理室長。

○防災危機管理室長（石黒俊光君）

令和3年度に愛知県が開始したヘルメット購入補助制度は、知多5町において、他町の導入は当初は隣町の様子を見ての開始というところで、武豊町以外では補助対象年齢の制限や従来小・中学生が使用している自転車乗車と歩行での通学を兼用しているヘルメットの取扱い、それから補助予算規模など様々な検討があり、それぞれの町で取扱いも様々、年度途中からの導入となっているものです。

本町が導入を見合わせた理由ですが、この補助金の目的である自転車乗車用ヘルメットの着用促進を図るのに効果が高い施策かどうかを考えました。特別な安全認証がなくても、従来小・中学生が使用しているヘルメットの使用は愛知県条例で規定している着用義務を果たしているため、引き続き安価で手頃なヘルメットの使用を続けることができること、県の補助制度で、当初の説明で時限的であったため不平等な補助につながりかねないこと、それから県の制度では、7歳未満や19歳から64歳までの年齢の方が補助対象ではないために、これも不平等な補助につながりかねないこと、それから平成20年

の道路交通法の改正により、既に児童、幼児の自転車乗車用ヘルメットの着用が努力義務に規定されているところであり、学校において児童や生徒に着用促進が従来からされていることなどのため導入の見合せをしたものであり、愛知県や他市町の動向をうかがっていたものであります。

(7番議員挙手)

○議長（鈴木浩二君）

石垣議員。

○7番（石垣菊蔵君）

分かりました。また最後に要望を述べさせていただきます。

もう一点、検討する際にはどの回答がありましたましたが、もし補助制度を導入するとしたら、もう少し具体的な方向性を考えておりましたらお願いいたします。

○議長（鈴木浩二君）

防災危機管理室長。

○防災危機管理室長（石黒俊光君）

まだ具体的な検討はしていませんが、もし導入するのであれば、愛知県と同調した補助制度が望ましいと考えています。繰り返しとなりますが、この補助金の目的である自転車乗車用ヘルメットの着用促進を図るのに効果が高い施策かどうかをよく考え、慎重に検討してまいります。

(7番議員挙手)

○議長（鈴木浩二君）

石垣議員。

○7番（石垣菊蔵君）

補助制度の導入しなかった等々理由を述べていただきましたが、次のことから改めて新年度の制度導入に向け、検討を願うものです。

このヘルメットの購入補助については、今年4月の道路交通法の改正、5月に入り地域住民から私への要望、相談があり、町にも問い合わせをしておりました。そんなタイミングで今回中日新聞にも掲載されましたので、町民の切なる声を議会を通じて町に届けるため、このような一般質問をしたものです。

ヘルメットの購入費補助事業は、県下の実施市町村それぞれ独自の補助制度を設け助成していることは確認しておりますが、少なくとも県の補助制度と同様の区分からスタ

ートしていただき、弱者に対する補助を願うものであります。

町内でのヘルメット着用は毎日車で走行して見ていると僅かで、ほとんど見受けられません。また、近年では、電動キックボードに関する道路交通法の改正や自転車運転時のスマホ使用の自転車版ながら運転、外国人研修技能実習生などに見られる並列走行、そして時々見られる右側通行、夜間の無灯火運転など、周りには自転車走行の危険がいっぱいあります。自転車に乗るときや自ら守る手段として、ヘルメット着用が安全を担保できる唯一の防具です。事故を起こさないことは当然として、自動車運転におけるシートベルト着用と同時に自転車運転時のヘルメットの着用、そして町民のヘルメット購入、着用に対する動機づけのためにも、この補助制度導入に向け前進ある検討をしていただくことを切に望みまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（鈴木浩二君）

以上で石垣菊蔵議員の一般質問を終了いたします。

ここで暫時休憩いたします。再開は10時25分といたします。

なお、休憩中は議場の窓を開け、換気を行いますので、御協力をお願いいたします。

〔 休憩 10時14分 〕

〔 再開 10時25分 〕

○議長（鈴木浩二君）

休憩を解きまして、本会議を再開いたします。

次に、11番、榎戸陵友議員。

○11番（榎戸陵友君）

ただいま議長のお許しを得ましたので、一般質問をさせていただきます。

壇上では通告書の朗読によりますので、よろしく願いをいたします。

積極的に企業や新事業者の誘致を。

企業誘致は地域の雇用や税収の確保、交流人口の拡大、地元産品・資源の活用などを目的に各自治体がいろいろな取組をしております。それぞれの自治体が努力をしているし、戦略や施策も様々である。あくまでも企業側が立地先を決定するので大変難しい事業でもあります。しかしながら、現在企業の目は地方に向いていると言われております。

少子高齢化の進展で生産年齢人口の減少が全国的な課題となっている今、良好なワークライフの実現など、働く人の多様なニーズに応えていくことが企業の課題とされています。また、新型コロナ感染拡大により、都市部の企業では会社機能を分散化するため

地方へ事業所を設置するニーズも高まっており、国もこうした動きを後押ししています。

この状況を好機と考え、働く人のニーズやライフスタイルを的確に捉え、本町特有の豊かな自然環境や落ち着いた労働環境、そして衣食住遊が近場にそろう町として、都市部にはないこの魅力を積極的にPRをし、企業誘致を進めていくべきと考えます。

そこで、以下の質問をさせていただきます。

1. 本町では、企業を誘致することの意義をどのように認識しているか。
2. 企業を誘致することによる効果をどのように考えているか。
3. これまでの取組と近年の実績はどのようなものか。
4. 京都府では、企業等の立地促進に関する条例を施行し、補助金・税の特例措置、低利融資などの立地支援策を実施しています。5年に1度の見直しにより、近年では物流関連産業特区や映像コンテンツ関連特区なども創設され、本町においても参考にし、研究すべきではないか。

5. ポストコロナ社会に向けてテレワークを進めてきた企業の働き方改革は、今後あらゆる業種に広がり、社会全体の価値観や消費行動の変化などとともに、ワーケーションやサテライトオフィスなどでの働き方や休暇の取り方の変化が一層進んでくると考えております。そういった施設の整備促進に取り組み、誘致活動をすべきと考えるがいかがか。

6. 閉校となった大井小学校の跡地利用について、企業からの問合せはあったか。

7. 閉校となった師崎中学校の跡地利用について、企業からの問合せはあったか。

8. 先日、イチゴハウスを師崎字富士見ヶ丘地内に建設を予定している事業者が、その施設への水道給水に多額の工事費用がかかるので困っていると聞いたが、本町には何か補助制度はないのか、なければ一度考慮する必要があると考えるがどうか。今後、進出してくる事業者にも有効活用できるものであると考えるがどうか。

9. 以前、前美浜町長の齋藤宏一氏がマグネデザイン株式会社を美浜町に誘致したと報道で話題となりました。その会社は美浜町と防災協定を結ぶなど地域貢献もしているようです。石黒町長は、企業誘致についていかがお考えか所信をお尋ねいたします。

以上で壇上での質問を終わりますが、町当局の明確なる回答をお願いしたいと思います。

再質問がある場合は、自席で行いますのでよろしくお願いをいたします。

○議長（鈴木浩二君）

総務部長。

○総務部長（大岩幹治君）

それでは、御質問 1-1 から 1-5 は私、総務部長から、1-6 と 1-7 は教育部長から、1-8 は建設経済部長から、1-9 は町長から答弁させていただきます。

それでは、御質問 1-1 と 1-2 につきましては、関連がありますので一括で答弁させていただきます。

企業を誘致することの意義は、地域経済の活性化を図ることができる施策と考えています。効果については、新たな企業の誘致は雇用の創出、人口の増加、税収の増加が期待できると考えています。以上です。

（11番議員挙手）

○議長（鈴木浩二君）

榎戸議員。

○11番（榎戸陵友君）

思ったより短い答弁でびっくりしました。

企業誘致とは、ある地域に新しい企業を誘致をし、その地域の経済発展を促すことを目的とした政策のことを指します。企業誘致は地域内の産業構造の多様化、雇用の構造、税収の増大、地域活性化など効果が期待をされております。

現代は、企業誘致しないともったいないと言われております。特に、地方での企業誘致はますます重要性を増しております。今地方において少子高齢化、産業の多様化や雇用の創出、地域経済の活性化など多くの課題があります。また、都市圏では人口が過密し、交通渋滞や公共サービスの行き届かなさなど多くの問題が発生をしており、このような状況下で地方において企業誘致を積極的に行い、新たなビジネスチャンスを生み出すことが求められております。

また、コロナをきっかけに在宅ワークを導入する企業も増え、地方出身の方は地元に戻るといったUターンやIターンも見られるため、現代は企業誘致するのに本当にもってこいの時代だと思います。ぜひ積極的に企業誘致に取り組んでいただきたいと思えます。

3番、お願いします。

○議長（鈴木浩二君）

総務部長。

○総務部長（大岩幹治君）

それでは、御質問1－3について答弁させていただきます。

これまで町が事業主体となって企業の誘致を計画したことはございません。したがって、実績もございません。

町が関わった事業といたしましては、平成2年5月に町師崎漁協、民間7社の出資により第三セクター方式の南知多リゾート開発株式会社を設立し、マリンメッセ師崎の計画がありましたが、景気低迷により平成10年6月に解散に至っております。以上です。

（11番議員挙手）

○議長（鈴木浩二君）

榎戸議員。

○11番（榎戸陵友君）

実績がないというのはちょっと残念な話でございますけれども、企業誘致の方法にはいろいろあります。具体的には、誘致対象企業のニーズに合わせた施設や環境整備、人材の確保、資金援助、税制優遇、広告宣伝などいろいろあるわけでございますが、また自治体が主体となって誘致を進める場合もありますが、近年では民間企業や特定の業種団体が誘致を進めているものも増えております。

団体あるいは民間企業にこういったことをお願いする、活用するというのは考えていただけませんか。

○議長（鈴木浩二君）

企画財政課長。

○企画財政課長（滝本 功君）

ただいまの御質問に対してお答えをさせていただきます。

町では、数年前から官民連携というような考え方をしておりまして、民間の活力を導入して町の弱い財政を助けてもらうというような、そういったことも考えておりますので、官民連携という事業から企業誘致と直接結びつくかどうかはなんですけれども、そういったことで企業の民間の力を借りて、町のいろんな事業の施策をバックアップしてもらうというような、そういったことは考えております。以上です。

（11番議員挙手）

○議長（鈴木浩二君）

榎戸議員。

○11番（榎戸陵友君）

私、企業、企業と言っておりますけれども、本当に小さな事業所でもいいわけございまして、そういった誘致の活動を町のほうでもやったらどうかと、このようにも思っております。

4番、お願いします。

○議長（鈴木浩二君）

総務部長。

○総務部長（大岩幹治君）

御質問1－4について答弁させていただきます。

南知多町においても、本町に立地した企業が、愛知県の助成金の交付や税制優遇措置など、企業誘致支援策を利用することができます。京都府のように自己財源を用いての支援制度の創設は難しい点もありますが、先進事例を研究していくことは重要と考えております。以上です。

（11番議員挙手）

○議長（鈴木浩二君）

榎戸議員。

○11番（榎戸陵友君）

ただいまの京都府の事例が出ましたけれども、沖縄県うるま市においても、特区の創設は企業誘致に有利な事業ということでされております。リゾート環境を生かした沖縄県うるま市を国内外の情報通信関連産業の一大拠点とするための沖縄IT津梁パークというプロジェクトを行っております。

特別自由貿易地域あるいは情報通信産業特区・地区など、県が国の政策と連携をしているため、うるま市ではこれまでコールセンターの集積などで多くの雇用を創出し、企業誘致施策で成功を収めてきました。本町においてもこういった特区を創設する考えはありませんか。

○議長（鈴木浩二君）

企画財政課長。

○企画財政課長（滝本 功君）

ただいまの特区を創設する考えはあるかという御質問に対してお答えさせていただきます。

先ほど来お答えをさせていただいておりますように、現在のところ企業用地を準備して企業誘致をやるというような計画は、南知多町の地理的な条件ですとか、様々な要件から難しいと考えておりますが、この今、議員にも紹介された国の制度として設計された国家戦略特区とか構造改革特区など、こうした規制緩和策が国のほうからも進められておって、愛知県でもそれが活用できるような特区がございますので、先ほども申しましたように、官民連携による地域経済の縮小を克服しようという、そういう考え方の中で、そうした事業の調査・研究を進めていきたいと考えております。以上です。

(11番議員挙手)

○議長（鈴木浩二君）

榎戸議員。

○11番（榎戸陵友君）

調査・研究をしていただきたいと思います。

先ほどお話しした京都府では、日頃の活動として、タイミングを逸することなく企業誘致につなげるために企業アンケートを行うことや東京事務所での企業訪問などを積み重ねられ、府内市町村と企業誘致推進連絡会を設置し、用地バンクのインターネットサイトの運用を行うなど、様々な活動を通じて誘致活動を推進しております。

本町においても、企業誘致のそういった部署を本格的につくってはいかがですか。

○議長（鈴木浩二君）

総務部長。

○総務部長（大岩幹治君）

ただいまの議員の誘致の部署をつくってはどうかという御質問ですが、現在町では公共施設の再配置計画において、公共施設の売却検討に向けて進めていることもありまして、今後はそういったことを検討していきたいと考えております。以上です。

(11番議員挙手)

○議長（鈴木浩二君）

榎戸議員。

○11番（榎戸陵友君）

検討していただきたいと思います。

また、空き家バンクは本町は大変盛んにやっておりますが、このように用地バンクも研究してはどうでしょうか。

○議長（鈴木浩二君）

企画財政課長。

○企画財政課長（滝本 功君）

用地バンクを検討してはという御質問に対してお答えをさせていただきます。

企業用地バンクということでしたら、企業のほうは必要な用地を自ら探すということは、十分今でも企業の活動としてやっておると考えておりました、町内には市街化調整区域が非常に多いところがございますので、そういった活用できる場所も少ないと考えますと、用地バンク制度はなかなか難しいかと考えております。

そして、個人の方が所有しておられるところでそういった意向が、個人が企業にそういう貸したいとかという意向がある場所があるようであれば、そこは不動産等への相談をしていただくというふうに考えておりますので、現在のところ用地バンク制度の導入等は考えておりません。以上です。

（11番議員挙手）

○議長（鈴木浩二君）

榎戸議員。

○11番（榎戸陵友君）

空き家バンクは大変上手にうまくいっていると思っておるんですけども、こういった用地バンク、例えば廃校になった学校とか、また工場とか、旅館とか、そういったところを用地バンクにして企業を誘致してもいいんじゃないかなと考えておりましたが、またいろいろと研究をしていただきたいと思います。

5番、お願いします。

○議長（鈴木浩二君）

総務部長。

○総務部長（大岩幹治君）

それでは、御質問1－5について答弁させていただきます。

コロナの蔓延により、企業における働き方も大きく変化しています。サテライトオフィスやリゾートオフィス、自宅でのリモート勤務なども導入され、都市部のオフィスから地方あるいは自宅で働くことも増えました。一方、コロナが第5類に分類されて以降、都市オフィスへの回帰傾向も見られ、働き方や休暇の取り方など変化が続いています。

ポストコロナにも対応した企業誘致を検討するに当たっては、新たに施設整備をする

のではなく、需要を見込み、既存インフラなどを生かすなど、柔軟な思考で取り組むことが必要と考えております。以上です。

(11番議員挙手)

○議長（鈴木浩二君）

榎戸議員。

○11番（榎戸陵友君）

ありがとうございました。

この中のワーケーションというのがございますけれども、ワーク、仕事とバケーション、休暇を組み合わせた造語ということで、テレワーク等を活用し、リゾート地や温泉地、国立公園等、ふだんの職場とは異なる場所で余暇を楽しみつつ仕事を行うということで、私たちの住むこの南知多町は観光地であります。もってこいな、ぴったりな場所だと思いますが、誘致はどうですかね。

また、昨今の新型コロナウイルス感染症の流行もワーケーションが注目を集めている要因の一つと言われます。新型コロナウイルス感染症が爆発的に流行したことで、国内企業でテレワークが急速に普及しました。また、一方でコロナ禍の外出自粛やインバウンド需要減少などの影響で、観光業界は大打撃を受けました。

そうした中、観光業の活性化や移住者誘致の取組を積極的に行う自治体が増えつつあります。国内企業にテレワークという働き方が浸透したこと、そして自治体の観光客、移住者、誘致のニーズが高まったことによりワーケーションへの注目度が高まっております。こういったワーケーションを活用する、そういった地域にもってこいのこの南知多町だと思いますが、どのようにお考えしておりますか。

○議長（鈴木浩二君）

どなたが答弁されますか。

町長。

○町長（石黒和彦君）

ワーケーションにつきましては、企業誘致というよりも、現在県においても旅館等に、そういう投資をするなら補助金もつくってあるんですね。ホテルの中でワーケーションをやるところを改造してやりませんかという問合せが来ております。STATION Aiなんかであるスタートアップ企業の人たちを送り込むよということもありますけれども、企業誘致ではなくて観光客誘致に近いかなあということがあります。そこから、そこが気に

入っていただきまして、大きな事業所がいきなり要るような企業ばかりじゃないので、議員がおっしゃってくださっていますそういう空き家を使って、この地区だったらいいかなあと思うのをゲットすると、そういうのも一つの方法としてはありますが、ワーケーションとかテレワークについては直接的に企業誘致につながるというふうには思っていないくて、観光振興の一つとしてあるかなあとは、そういう認識をしております。

(11番議員挙手)

○議長（鈴木浩二君）

榎戸議員。

○11番（榎戸陵友君）

企業誘致ではなくて、観光のほうに重点が置かれるというような思いが町長さんにはあるようでございますけれども、それもプラスをして企業、いわゆる事業所をもっと誘致をするような、そういった考えも持っていただきたいなあと、このように思います。

徳島県では、県内全域にケーブルテレビ網あるいは光ファイバー高速通信網を整備して、情報通信関連企業に対する優遇制度を設け、コールセンターやデータセンターなどを積極的に誘致をしました。県内の過疎と高齢化が進み、限界集落であった神山町では、自然の中でテレワークを活用して働くグリーンバレーと呼ばれるまちづくりを進めた結果、現在ではIT企業のサテライトオフィスの誘致が大変進んでいると言われております。

このように過疎化の進んだ限界集落であっても、チャンスを生み出せば大変潤ったまちに変化していくのではないかと期待をするわけでございます。どうかもう一度いろいろな事業を考えていただき研究していただきたいなあとと思います。

6番、お願いします。

○議長（鈴木浩二君）

教育部長。

○教育部長（鈴木淳二君）

御質問1-6と1-7につきましては、関連がありますので一括で答弁させていただきます。

旧大井小学校、旧師崎中学校の利活用につきましては、現在、公共施設再配置計画を作成中であり、利用方針は確定しておりませんが、売却、譲渡対象施設として位置づける予定です。そのため現在、町から企業への公式な売却、貸付けなどの働きかけは行っ

ておりませんが、企業からの問合せにつきましては、昨年度の問合せ3件に加え、今年度新たに3件ありました。

地域の活性化のためにも広く企業誘致につなげていきたいと考えておりますが、両校とも、都市計画法で決められた用途制限の中で新たな企業を誘致しなければなりません。いずれにしましても、今後につきましては、公共施設再配置計画に基づき、地域との調整を図りながら売却、譲渡先を探していくこととなります。以上です。

(11番議員挙手)

○議長（鈴木浩二君）

榎戸議員。

○11番（榎戸陵友君）

問合せが昨年が3件、今年になって3件あるということですが、会社名は多分言ってもらえないと思いますので、業種ぐらいは聞かせていただきたいなと思いますが、よろしいですか。

○議長（鈴木浩二君）

教育部長。

○教育部長（鈴木淳二君）

業種での回答となりますが、施設管理運営会社1件、製造業2件、農業法人1件、ローンや職業訓練学校事業2件の6件です。以上です。

(11番議員挙手)

○議長（鈴木浩二君）

榎戸議員。

○11番（榎戸陵友君）

ありがとうございました。

都市計画の用途制限と今、先ほど答弁されましたが、その制限をもう少し教えていただきたいと思いますが。

○議長（鈴木浩二君）

教育部長。

○教育部長（鈴木淳二君）

都市計画法の用途制限の関係ですが、両学校とも都市計画法において市街化区域のうち第一種住居地域に指定されており、住居の環境を保護する目的の地域のため、店舗、

飲食店、工場等においては、規模等においてそれぞれ規制がかかっています。以上です。

(11番議員挙手)

○議長（鈴木浩二君）

榎戸議員。

○11番（榎戸陵友君）

店舗、工場等は大ききで何とかなるということでございますので、ぜひお願いしたいなあと思います。

8番、お願いします。

○議長（鈴木浩二君）

建設経済部長。

○建設経済部長（滝本恭史君）

それでは、御質問1－8につきまして答弁させていただきます。

基本、水道管布設に係る工事費用は原因者負担によるものと考えておりますが、専用住宅用配水管を布設する場合のみ町で負担する制度がございます。よって、法人及び営利目的の場合の配水管布設工事に対する補助制度はございません。今後、町の企業誘致に対する考え方を受け、水道事業においても誘致促進のための補助事業制度を費用対効果を考慮した上で検討していきたいと考えております。以上です。

(11番議員挙手)

○議長（鈴木浩二君）

榎戸議員。

○11番（榎戸陵友君）

私のところにも資料がありますが、法人及び営業目的以外であることというふうになっております。答弁の中で、今後考えていくということでございますけれども、もうそうしていただきたいと思えます。

新たに進出してくる事業者が建てやすいような、例えば税金の軽減であったり、固定資産税の軽減であったり、あるいはこの水道のように工事費の少しの補助とか、そういったことも考えながらやっていくのが、柔軟な姿勢で町当局も当たって、少しでも多くの新規の事業者がこの南知多町に来られるような、そんな政策を実行し考えていただきたいなあ、このように思います。

9番、お願いします。

○議長（鈴木浩二君）

町長。

○町長（石黒和彦君）

私の企業誘致に対する考えはいかがかという御質問だったと思いますが、この今までの議員の職員とのやり取りを聞いておりますと、小さな事業所からあらゆる町に来ていただける事業所そのもの全体を議論されたと思います。

通告をいただいておりますので、マグネデザインという話もありましたから、ある一定の規模の事業所を対象とした答弁を私、考えてきました。それに沿っての答弁になりますけれども、よろしく申し上げます。

第7次総合計画で重点政策の3つの柱のうちの2つ目に、産業の活性化と雇用の確保と、そういうのをうたっております。町長になってから地場産業の活性化につきましては取り組んできたところでございます。産業振興のためには地場産業の活性化はもちろんでございますけれども、町外企業の進出も重要で、その意味での企業誘致も大切なものだと思っております。

通常、企業誘致は優良な土地、用地とかを造成しながら確保して、議員言われた立地支援策も併せて行うものだと思っておりますけれども、本町におきましては、企業誘致のために造成して用地を造るとか、そしていろんな支援策は県にもありますので利用はできないわけじゃないですけれども、そういうことに投資をするということに関して、かなり厳しいなあという感じをしております。

そのような中で、御質問にありました南知多町の企業誘致につきましては、廃校を利用し、そして地元の雇用もあつたとお聞きしております。美浜町の企業誘致ですね、質問にございましたマグネデザインの企業誘致の件では、そういうことをお聞きしております。

そこで南知多町におきましても、現在、公共施設の再配置計画を策定しているところでございます。その中で、学校や公民館の売却というのでも検討をしているところでございます。町が建物なんかを壊さずに、既存施設を活用して企業誘致に必要な土地や企業のアイデアで再利用可能な施設、こういうものを提供するというので、その企業が新たに施設を造るよりも安くできるんじゃないかとか、有利な立地ができると私たちは考えておるところでございます。そして、その進出してくれた企業が地元貢献もしていただければ地域も利益がございますし、町も、そしてその進出した企業も価値のあるも

のになると考えております。

今後、まずは企業誘致をすることがやっとなできる用地が公共施設の再配置の中から生まれてくるという、そのものを持つのは町にとって、造成以外で議員が言われた例えば民宿をやめたところとか、それから工場をやめたところとか、そういうところは全て所有者がお見えになられるわけですね。今回は、そういうことから生み出したものは町の所有のものでございますので、そういうものを利用するに当たって、まずは地域の人たちの理解をもらった上で、そして既存施設を活用した企業誘致に対して取り組んでいきたいと、そう思っておりますので、議員の深い御理解と御協力をお願いして答弁とさせていただきます。よろしく申し上げます。

(11番議員挙手)

○議長（鈴木浩二君）

榎戸議員。

○11番（榎戸陵友君）

ありがとうございました。

これまでの実績と経験、そしていろいろな人脈を通していろいろと努力をされております。また今後とも、それこそトップセールスをしていただいて企業誘致に関心を持って取り組んでいただきたいと、このように存じます。

さて、先ほどお話ししましたマグネデザイン株式会社ですけれども、その会社のホームページといいますか、ニュースがございます。この場で言っているのかどうか知りませんが、美浜町と防災協定を結ぶなど地域貢献もしているということで、美浜町と地震などの災害対策として防災協定を締結しました。

当社は、美浜町の避難所である南部体育館に隣接しており、南部体育館の広いフロアでの大勢での避難生活に御不安を感じられる方々に、当社の事業棟1階の小部屋3部屋を提供するというものでございます。また、避難所は、停電や断水が起きた場合にも有効に使えるLPガス発電機と雨水利用タンクを設置し、災害に備える予定でございますというふうなニュースが載っておりました。

例えば大井小学校でございますが、こういった会社が来て地域の方々が避難する場所に使えるといいなあと思いつつながら、このニュースを見ておりました。

また、2023年6月14日の報告を見ますと、石黒町長からの南知多町の学校跡地の利用活用について、協力要請を受けて本町に来たということでございます。2年後に南知多

町から学校跡地を提供していただき、そこを当社のデザインマグネティック事業の開発拠点として展開したい旨を申し上げましたと。石黒町長からは、南知多町として跡地利用の一つの計画として検討をしていくというようなお答えをしたそうですが、この流れは今のところどのようなようになっておりますか。

○議長（鈴木浩二君）

町長。

○町長（石黒和彦君）

マグネデザインの本蔵社長さんとお会いしたことは事実でございますが、基本的に先ほど教育部長からも答えましたけれども、私たちの土地の土地計画法上の用途地域がたしか工場は駄目なんですよ、大井小学校はね。とか、そういう一般的な話はしたものの、マグネデザインも今からの会社ですので、5年後、10年後という話かもしれませんし、来年欲しいとかそういう話じゃないので、私たちもそういうことも含めて、先ほど申し上げましたように町民の方々の理解を得ながら、そういうものでもいいかという前提がございます。そういう中で、それがクリアされていいよと言われたときに、例えばホームページでこういう物件があるけれども、どうですかみたいなことは仮にあるならできるとは思いますが、今とてもその状態ではございません。

ただ、マグネデザインがおっしゃってくださっているのは、もし学校が空くならば全部候補地にしてほしいと、一回検討させてほしいということは未来のビジョンの中で言うてはいただいておりますけど、一つも具体的になっておる、そういうものではございません、まだ。よろしく申し上げます。

（11番議員挙手）

○議長（鈴木浩二君）

榎戸議員。

○11番（榎戸陵友君）

よく分かりました。私は、これが前に進んでいるのかなあとちょっと確認をただけでございます。

さて、日本全体の人口が減る中で、都市圏への流入人口は増加傾向にあり、都心への一極集中が問題視されております。また、地方においては、我が町も同じでありますけれども、若者の流出により過疎化の進行、労働不足による税金不足や高齢化問題が指摘をされております。そこで地域の雇用や税収の確保、交流人口の拡大、地元産品、資源

の活用などに効果のある企業誘致について今回は質問させていただきました。

閉校となった大井小学校、師崎中学校の跡地利用についても大変気になるところでございます。特に私の住んでいる大井では、大井小学校については、地域の行事を行わせていただける企業を誘致していただきたいなあと、小学校がなくなり大変区民は残念がっており、意気消沈をしております。

今、大井の町では、都会から週末に過ごす家を新築する方が出てきました。新たに計画をしている方もいらっしゃいます。土地が売れております。また、オフィスを造り、週末は御自分の船で釣りをする方もお見えになっております。先日新しくグランピング施設もオープンをいたしました。それとまた新しく社員の保養所を考えている会社もあり、何千坪の土地が売れたようでございます。

この先、新しい事業を考えている方が増えているような気がいたします。こういうときこそ町では新しい事業を興しやすい環境を整備するべきではないでしょうか。今後、我が町においてはワーケーションやサテライトオフィスなども念頭に置き、自然の景観や固有の文化を大事にしながら最新テクノロジーを活用できるビジネス環境を整え、企業誘致を進めていくことも考えていかなければならないと思います。

地方自治体が今後の重点産業分野として考えている業界におきましては、食関連、環境エネルギー関係、健康・医療・介護関連、情報通信関連などが上位に来ております。我が町におきましても研究すべき課題だと思っておりますので、今回の質問では大変乗り気がないような町の考えの方向でございましたけれども、ぜひともこういった企業誘致、事業者誘致、そういった施策をもっと充実をさせて、多くの皆様が南知多町に来ていただけるように、そして工場を造って税金を納めてもらって、町が少しでも裕福になるように町当局もしっかりと努力をしていただきますようお願いを申し上げます、一般質問を終わらせていただきます。以上です。

○議長（鈴木浩二君）

以上で榎戸陵友議員の一般質問を終了いたします。

ここで暫時休憩いたします。再開は11時20分といたします。

なお、休憩中は議場の窓を開け、換気を行いますので、御協力をお願いいたします。

〔 休憩 11時10分 〕

〔 再開 11時20分 〕

○議長（鈴木浩二君）

休憩を解きまして、本会議を再開いたします。

次に、6番、内田保議員。

○6番（内田 保君）

議長の許可を得ましたので一般質問をさせていただきます。

それでは、大きく4つありますが、質問事項1. つながりを育む文化行政を充実させるためにと、この点について質問させていただきます。

令和3年度の公共施設等総合管理計画案へのパブリックコメントには、次のような文化施設への貴重な意見が町民から提出されております。

1つ目に図書館、散在する各地域の分散する図書館を集中し、公開できるようにして図書館機能を充実する。

それから2つ目、博物館、知多半島師崎地層群新設と書いてありました、充実をすると。最近の研究と発掘で化石や文化財遺産が多く出土していると、これらを保存展示し、生徒・児童の教育財産として活用することが求められていますと、この間の学校適正化で生じた施設の再利用で生かされると思いますと、また新たな観光の目玉としても活性化につながると思います。

3つ目として、郷土歴史資料館、現行山海校舎にある資料を整備し、資料館として整備公開すると、この3つのことが書かれておりました。

南知多町の文化財は内田家や梅原邸、神社仏閣だけではありません。人々が生活した様々な過去の歴史資料、社会、生活、自然史資料、そして大井の特攻兵器回天・震洋の倉庫跡や岩屋の軍人像の貴重な戦争遺跡もございます。これらを保存し、将来の町民に伝える財産にすべきです。

しかし、最近提案されている公共施設再配置計画案において、山海ふれあい会館を売却するとの案が出ております。また、内海高校の郷土資料館から山海ふれあい会館に移設されている歴史資料等は将来内海小学校に、現南知多中学校にもその後複合する計画となっております。さきの歴史資料館等の町民が提案している文化財保護・公開等の具体的な検討がやや曖昧になっている、そのような計画と考えております。

以下、質問いたします。

1. 既に資料が移転されている山海ふれあい会館は売却せず、郷土資料館や博物館的機能を持つ会館として整備・機能を拡充する中で、町民に公開し、町民・子どもたちの財産にすることが必要ではないか。

2. 南知多町文化財保存活用地域計画（素案）には、学芸員資格など、専門的知識を有した職員の雇用ないしは人材育成が望ましいとしております。文化財の保存、活用、調査・評価、保管管理、文化財指定、防災・防火等の保護活動には、保存活用計画にあるように専門的職員の配置が必要であります。課長職を兼ねた職員は存在しますが、南知多町として学芸員資格を持つ専門家をもう一人配置して、専門的・専任的に今の文化財を総合的保護を具体的に進めることが必要ではないでしょうか。

質問事項2. 安心して産み子育てができる南知多町にするために。

他市町では、妊産婦保護、保育の行き届いた施策の拡充が進んでおります。南知多町も次の施策に取り入れることを提案いたします。

1. 母子手帳が交付された妊産婦に対して、妊産婦に関する治療だけでなく、風邪などの保険適用の自己負担金を助成することで、安心して産み育てる条件を応援することが必要に思うが、どうでしょうか。

2. 保育所における0歳から2歳の紙おむつやお尻拭きなどを無償提供し、保護者の保育負担を減らすことが必要に思うが、どうでしょうか。

3. 公立・私立保育料を無償化することで、既に3歳以上は無償になっておりますが、保護者の負担を軽減し子育てしやすい町、南知多町をアピールすることが必要ではないか。

質問事項3. 安心して生活できる防災・交通安全の条件整備をということで、最近、台風や地震による災害が多く発生しております。避難所計画をはじめとした防災の危機管理対策、そして交通安全対策について質問いたします。

1. 今の生活に不可欠な電気は、停電した場合、長期化すると生命や生活に影響を及ぼします。停電の場合、役場と電力会社との適切な情報共有で住民への適切な情報周知が不可欠であると考えますが、いかがでしょうか。

2. 断水によりトイレが使えない家庭が多く出ることが予想されます。災害時の権利を示すスフィア基準では、トイレの設置基準が20人に1つの割合で設置、男性と女性の割合は1対3と定められている。町は基準を満たしているか。

3. 宮城県利府町では、普通免許で運転できる軽トラックを改造したトイレカーを購入し、災害に備えております。トイレカーは災害対応だけでなく、イベントにも使えるとしております。導入すべきではないですか。

4. 多くの小・中学校の体育館が避難所になっております。武豊町では、学校教育で

の教育条件整備としても利用できるように、今年度中に全ての小・中学校の体育館にガスエアコン設置がされる予定であります。南知多町の小・中学校の体育館へのエアコン設置計画はどうなっているのでしょうか。

5. 令和5年4月1日から自転車乗車時は全年齢でヘルメット着用が道路交通法で努力義務とされました。要綱をつくらず、知多半島で県からのヘルメット購入への一部補助、最大2,000円ではありますが、を導入していないのは南知多町だけあります。町は要綱を直ちに作成し、県と相談しつつ補助制度を導入すべきではないか。

最後でございます。

質問事項4. 住民基本台帳を守り、個人情報の保護のために。

安倍元首相の一言から、国は全国の自治体に対して18歳、22歳の若者の就職勧誘依頼活動で、自衛隊への名簿提供の強制的協力要請を令和2年度から行っております。南知多町でもUSBで電子データを提供しています。

これについては、私は4月26日に町長に、南知多町の自衛隊募集の名簿提供の中止の申入れを提出しました。これに対する5月29日の町側の回答について質問いたします。

1. 町は自衛官登録募集事務は市町村の法定受託事務であり、国の求めに応じて事務的に協力する事務事業であることから、本町といたしましては、今後も自衛隊からの依頼に基づき、本人の承諾を得ることなく、USB電子データを直接渡す情報提供を続けてまいりますと回答しました。

しかし、全国の国家公務員・地方公務員、民間の会社等の就職活動で、自治体から個人情報を提供してもらって就職活動をしている事例はありません。自治体では、トヨタ自動車や三菱電機に町民の個人情報を提供しません。名簿提供を自衛隊にだけ優遇せず、令和元年以前に自衛隊がしていた住民基本台帳法の法令に定める平等な手続である閲覧で対応させるべきではないか。

2. 自治体が直接電子データを提供することに、町としても個人情報の保護に配慮するとして、自衛隊からの情報提供の依頼があった際に、町広報紙及びホームページにおいて、自衛官等の募集案内が送付される旨、及び送付を希望しない方は自衛隊に連絡していただく旨を案内することといたしますと回答しました。これは、本来自治体がすべき個人情報の保護の責任を本人個人にすり替えるものであります。町は個人情報を提供してしまったけれど、本人のあなたが嫌なら半田自衛隊事務所に連絡してねという責任を転嫁するひきょうなやり方と言ってよい。武豊町や半田市のように、当該自治体が

情報提供を希望しない人については名前の確認をし、責任を持って名前を排除することが必要ではないか。

以上をもって壇上での質問は終わりますが、再質問は自席にて行いますのでよろしくお願いいたします。ありがとうございました。

○議長（鈴木浩二君）

総務部長。

○総務部長（大岩幹治君）

それでは、御質問1-1は私、総務部長から、1-2は教育部長から答弁をさせていただきます。

それでは、御質問1-1について答弁させていただきます。

公共施設再配置計画案において、山海ふれあい会館は売却する予定で、貸館機能は移転する計画です。現状では歴史資料等については、展示ではなく保管しているだけでございます。大切な歴史資料ですので、今後はデジタル化による公開を検討し、歴史資料は山海ふれあい会館ではなく、ほかの場所で保管を行っていくことが必要と考えています。以上です。

（6番議員挙手）

○議長（鈴木浩二君）

内田議員。

○6番（内田 保君）

ここに今、内海ロードマップがあるわけですが、このロードマップの中でも山海ふれあい会館の耐用年数は30年となっております。それをこのロードマップでは令和7年に廃止をし、令和8年には売却の検討をします。そして、今言われたような内海小学校だとか、それから南知多町民会館ですかね、そこら辺のところを一時また動かすと。これは非常に事務的な手続からいっても全く二重三重の手間で、既に旧内海高校から移設した、そのいろんなものを、山海ふれあい会館からさらにもう一回移し替えるという、そんな手間をかけます。

なので、この山海ふれあい会館の耐用年数は30年あるということからいっても、南知多町の文化財をどう保護していくかという、その立場が問われているんですね。なので、これはやはりきちっともう廃止をするという、そしてもうこれは売却してしまうというふうな考え方ではなくて、町民の声をしっかり聞いて、そしてどこに文化財を集中させ

ていくのかということの、その考え方をちゃんと整理する必要があると思うんですよ。
だから、このふれあい会館についてはやっぱり残していくべきだと考えますが、町民の
声があればそのようにしていきますか。

○議長（鈴木浩二君）

総務部長。

○総務部長（大岩幹治君）

ただいまの内田議員の質問に対してお答えさせていただきます。

現在の山海ふれあい会館の再配置計画案につきましては、現段階でのあくまでも案で
ございます。今後、当然地元との理解を得ながら進めていくことになるということによ
ろしく願いいいたします。

（6番議員挙手）

○議長（鈴木浩二君）

内田議員。

○6番（内田 保君）

パブリックコメントに対する回答案でも同じようなことが回答されております。今後
地域の皆様との積極的に密なコミュニケーションを図りながら策定してまいりますと、
引き続き御意見いただきますようよろしく願いいいたしますという回答をしております。
なのでやはり即廃止と、30年もあるんですよ。そのところについては十分に検討して
いただきたいと思います。

次、お願いします。

○議長（鈴木浩二君）

教育部長。

○教育部長（鈴木淳二君）

それでは、御質問1-2につきまして答弁させていただきます。

本町において、博物館学芸員の資格を持つ職員は、課長職を含め2名います。両名と
も社会教育課に所属しており、文化財保護事業に取り組んでいます。

今後、学芸員の資格を持つ専門職員の採用は、様々な理由から難しい実情がありますが、
文化財を活用した各種事業を行っていくためには、様々な経験を持つ職員の力も必要
としています。そのため、たとえ当初は文化財の専門知識がなくとも、文化財所有者、
学識者、各種団体など文化財に関連する人たちと接することにより文化財保存活用に係

る知識や経験が増え、専門職員に近い存在になるような職員を育てていくことは有効な手段と考えております。

議員のおっしゃるとおり、専門職員の雇用が最も望ましいことと思いますが、文化財の保存と活用に知識や経験を持つ職員を育てることにより、文化財保護事業を推進していくことも方法の一つと考えております。以上です。

(6番議員挙手)

○議長（鈴木浩二君）

内田議員。

○6番（内田 保君）

やっぱりこれはもう一番のネックだと思うんですね。

これは、町長にもお伺いしたいと思います。

資格を持つ職員が2人いるということを知ることができてよかったなあと思いましたが、しかし行政職との掛け持ちなんですよね。なので、どうしてもその保存、整理だとか、発表に向けての準備だとか、そういうものが遅れがちになっております。

やはり人的配置でいえば、約500万から800万円の給料を出してでも1人専門的に配置して、そして文化財保護で絶対的条件であるというふうな形での、位置づけをしていくと、それぐらいは必要じゃないかと思うんですね。

特に先ほどの文化財保存・活用推進体制、これは94ページですけど、方針の3-2のところ、保存活用の組織体制づくりでは、専門的職員を確保した上で、町庁内の各部署、各種団体との連携を強化し文化財の保存活用を図りますと、確保した上だと書いてあるんですよ。だから、これは今後パブリックコメントを渡されて、そして恐らく保存活用の方針として、町の方針としてつくられていくだろうと思いますけど、やはり町の決断として、町長はこれはやっぱり専門的職員を配置すると、そういう決断していただくのが一番いいと思うんですが、いかがですか、町長。

○議長（鈴木浩二君）

町長。

○町長（石黒和彦君）

学芸員は今2人おりますね。この規模の自治体としては、資格的にはもう十分だと私は思っています。現場からの声を聞いておりましたが、資格よりやる気だと、そういう答えが職員から返ってきております。だから、資格があるからいいというものじゃない

けれども、あればそれはこしたことはございませんが、学芸員を募集するという考えは今のところないですね。何とか育てたいというふうな現場の声を大切にしたいと思っています。

(6番議員挙手)

○議長（鈴木浩二君）

内田議員。

○6番（内田 保君）

これは、やはりこの答申ですね、今度はパブリックコメントを今かけられておりました。

それで、南知多町文化財保存活用地域計画、これには専門職員を確保した上でと書いてあるんですね、やはりそれに従った町の施策が必要だと思います。確かにお金がかかります。しかし、今まで私、この問題では何回か課長さんにも質問したり、それからお願いなんかしておりますけど、なかなか行政職との絡みで仕事が進まないわけですよ。山海のふれあい会館にあるようなものが整理ができないというのが、私が議員をやらせていただいてもはっきりしております。

なので、やはりきちっとした保存活用、そして整理、そういうものをしていく上では必ずこれは1人、もちろん人材育成というのをやっていくのは必要かというふうに思いますけれど、やはり専門職員をつけて、そしてその人が専任的にやると、そうすればかなり進むと思います。そういう点での検討をぜひともお願いいたしたいと思います。

○議長（鈴木浩二君）

町長。

○町長（石黒和彦君）

専門職というのは学芸員じゃございません。今の課長もいろんな課を回ってきて、いろんな知識を身につけて文化財を保護していくという今適任だからしておりますが、一生学芸員とか、こういう文化的なそれだけの職員として雇うという考えは今のところ私の中にはございません。

○6番（内田 保君）

分かりました。

次、お願いします。

○議長（鈴木浩二君）

厚生部長。

○厚生部長（相川和英君）

それでは、御質問2-1につきまして答弁させていただきます。

妊産婦医療費の助成につきましては、知多半島内では東海市、東浦町、武豊町、美浜町の1市3町が、県内では設楽町を加えて5つの自治体が行っており、実施市町村は少ない状況であります。本町においても、他市町村の導入状況を踏まえ、導入について検討しているところであります。

なお、子ども医療費につきましては、平成29年度より対象範囲を拡大して、通院・入院ともに18歳到達年度末まで助成しているところであります。引き続き安心して子どもを産み育てることができるように、妊産婦医療費の助成も含め、子育て支援策を検討してまいります。以上です。

（6番議員挙手）

○議長（鈴木浩二君）

内田議員。

○6番（内田 保君）

ありがとうございます。

今言われたように、美浜町が7月からこの制度を導入しました。武豊町、東浦、東海市、設楽、知多半島で4つもあるんですね。この制度を導入しているのは、愛知県の中では、知多半島を除けば設楽町だけなんです。だから、そういう点では知多半島は先進的な、妊産婦医療の先進地だと、そういう形で南知多町も言われるように、ぜひとも積極的な検討をお願いいたします。

次、よろしく申し上げます。

○議長（鈴木浩二君）

厚生部長。

○厚生部長（相川和英君）

それでは、御質問2-2につきまして答弁させていただきます。

保育所環境は、子どもたちが健やかに成長し、安心して過ごせる場を提供することです。その中で、おむつやお尻拭きは子どもたちの日常生活において不可欠なものと理解しております。

しかしながら、おむつやお尻拭きは家庭ごとのニーズや好み異なる点や、サイズ、

肌に合う成分などは個々の子どもによって違うことから、一律に提供することが全ての家庭に適しているかどうかは問題がございます。また、おむつなどは保育所を利用しない子どもでも必要なものであり、保育所を利用する子としない子の平等性の問題があるため、無償提供は考えておりません。

なお、子どもたちの健やかな成長を支えるために保育所と保護者の連携を深め、保護者の皆様にとってよりよいサポートを提供する方法を常に模索しており、その一つとして、本年4月より保育所で使用した紙おむつの持ち帰りをやめ、保育所で処理するようにし、保護者の負担を減らしております。以上です。

(6番議員挙手)

○議長（鈴木浩二君）

内田議員。

○6番（内田 保君）

この0歳から2歳のおむつ、それからお尻拭きも、これは導入したのが隣の町の美浜町です。7月からやります。実際に美浜町ではもう既に試行をして、昨年6月のときに導入したわけですけど、美浜では84人で1日4枚、約200万円と、7月から。だから、84人のおむつが200万円で半年分できるということを試算して補正予算化しております。

南知多町の場合ちょっと見てみますと、これは4月1日の保育所入所児童数ですが、0歳から2歳は46人です。ちょうど美浜町の半分ですね。そうすると1日4枚で勘定しても1年で200万円、美浜町が約400万円ですから大体。なので、そこのお金を投入していけば、そうすれば保護者負担のやっぱり軽減ができるんじゃないかということが予想されます。

確かに今言われたように家で育てている方、それから保育所に来ている方、いろんな不整合がありますよね。なので、そこの平等性をどうするかということは今後の課題になると思いますが、しかし、やはり子育て、保育を充実させるというそういう南知多町の方針は変わらないと思うんですよ。だから、その立場からぜひともこの検討を進めていただきたいと、こう思います。

次、お願いします。

○議長（鈴木浩二君）

厚生部長。

○厚生部長（相川和英君）

それでは、御質問 2 - 3 につきまして答弁させていただきます。

既に 3 歳児から 5 歳児については、保育料は無償化となっております。また、ゼロ歳児から 2 歳児におきましては給食費も含めての保育料となっており、無償化の対象とはなっておりません。

保育料無償化を実現するためには、制度の見直しや財政的な課題、入所していない子育て家庭との公平性を検討する必要があります。また、保育料無償化によって需要が増えた場合、保育施設や保育士の確保など各方面での調整が求められ、慎重な計画が必要と考えられることから、無償化を実施することは現時点では考えておりません。

なお、町独自の負担軽減策として、同時入所の場合は 2 人目以降の保育料を無料としております。

引き続き本町の子育て支援策について、広報は行ってまいります。以上です。

(6 番議員挙手)

○議長（鈴木浩二君）

内田議員。

○6 番（内田 保君）

保育料の無償化についてはそれぞれの自治体で考えられておまして、知多半島の中では東浦町がもう既に 3 歳児が無償になると、併せて一緒に給食費が無償となっております。やっぱり南知多町としても子育てを応援し、少子化を何とかして対応していきたいという、そういう町でございますので、全面的な子どもを支援、そして保育園児の支援、そういうものを考えていくことが本当に必要じゃないかと思えます。そういうふうな町ならば一遍住んでみようかと、ちょっと遠いけれど保育料も無料、それからお尻拭きも無料、そして妊産婦に対する医療も無料と、こんな優れた町はないかと、そういうふうに思っただけのんじゃないかなあというふうにちょっと思うんですね。

だから、子育て支援に対しての総合的な政策、そういう点の一環として、これはやはり今後なかなかお金がかかることですからね、そういう点では難しい部分もあることは承知しております。だけど、やはり将来の南知多町を見据えて、そういう点での判断もぜひとも考えていただきたいと、こういうふうに思います。

次、お願いします。

○議長（鈴木浩二君）

総務部長。

○総務部長（大岩幹治君）

それでは、御質問 3-1 から 3-3、3-5 は私、総務部長から、3-4 は教育部長から答弁をさせていただきます。

それでは、御質問 3-1 について答弁させていただきます。

令和 2 年 9 月 28 日に、中部電力パワーグリッド株式会社と災害時等における相互連携に関する協定を締結しており、情報共有や停電復旧活動、そして住民への周知について相互に協力することとしております。

8 月 15 日の台風 7 号の際には、内海、山海、豊浜地区の一部で長時間にわたる停電がありました。その際にも情報共有し、町メールサービス及び町防災行政無線で中部電力から得た情報の住民周知を図りました。

また、中部電力パワーグリッド株式会社の公式アプリである停電情報お知らせサービスの利用も効果的であるため、これまでも町広報において周知してきたところでありますが、今後も継続的に風水害対策及び停電対策と併せて周知していきます。以上です。

（6 番議員挙手）

○議長（鈴木浩二君）

内田議員。

○6 番（内田 保君）

これは今、直近の 8 月 15 日の事例を出されましたけど、内海は大変だったんですよ。私も何度も電話をしてどうなっているんですかと、町にも問い合わせました。しかし、ホームページぐらいの情報しか持っていないと、だから、いや、そうじゃなくて、中部電力へ私が電話した情報も伝えて、具体的な今の作業をしている中部電力との話合いに応じたような情報を流すべきじゃないですかというようなことも話をさせていただきました。

南知多町が最初に情報通知したのが午後ですよ。美浜町は既に午前中に出しております。なので、私も多分午前中に終わるんだろうなあと思っていたのに、いつまでも続くもんですから、冷凍庫に入れてある食料品は解けてくるわ、これは大変だなあと。

実際にゲンキーに私行きて、どうしましたかと聞きましたら全部捨てましたと。あれは 1 日夜までかかりましたからね。それから、あとテレビでもやっていましたよね、海のお店なんかはその冷凍庫にあるものは全部捨てましたと。そういう被害が実際に生活の部分でも、仕事をやっている方の中からも出てくるわけですので、やっぱり的確な夕

イメージよい情報を出していただくということは本当に必要かというふうに思います。

そういう点では、中部電力とのタイアップというのは、この15日の日というのはどうだったんでしょうかね。私たちの南知多町側から働きかけたということは本当に何回もあったのかどうか、そこら辺のところはいかがですか。

○議長（鈴木浩二君）

防災危機管理室長。

○防災危機管理室長（石黒俊光君）

当日昼前までは台風が最も接近していて、暴風雨も激しかったことから、10時15分時点で中部電力のホームページで設備確認中という情報しかありませんでした。その後11時30分、この時点では町のほうから中部電力のほうに電話をかけて、どういうふうな情報があるかというのを確認しました。でも、まだそれは情報はそのままでした。

それから、その後13時から14時50分と電話での収集もしております。あと16時40分頃に、中部電力のほうのホームページで停電復旧が21時頃になるという情報を収集しましたので、それを最後、町民のほうにいろいろ情報を入れて周知伝達なんかを終了しておるような状況でございます。

（6番議員挙手）

○議長（鈴木浩二君）

内田議員。

○6番（内田 保君）

分かりました。

そういう点でやっぱり町民は困ったと、冷凍庫に入れてある物が解けてしまったというようなことの事態が発生しておりますので、だからできるだけ情報は早く発信していただいて、そして町民の安心・安全な暮らしが維持できるような、そういうふうな仕組みを、また情報発信の体制をやっぱり今後もきちっと確立していただきたいと、こういうふうに思いますのでよろしくお願いいたします。

次、お願いします。

○議長（鈴木浩二君）

内田議員の一般質問の途中ですが、ここで暫時休憩いたします。再開は午後1時よりといたします。

なお、休憩中は議場の窓を開け、換気を行いますので、御協力をお願いいたします。

[休憩 11時51分]

[再開 13時00分]

○議長（鈴木浩二君）

休憩を解きまして、本会議を再開いたします。

午前に引き続き、内田議員の一般質問に対する答弁をお願いします。

総務部長。

○総務部長（大岩幹治君）

それでは、御質問3-2について答弁させていただきます。

災害用に使用するトイレの数については、内閣府の定める避難所におけるトイレの確保・管理ガイドライン及びスフィア基準においても、災害発生当初の基準は50人に1つの割合で整備することとなっており、町備蓄計画の中で、対象者8,706人に対し175台を目標としています。

現在、町が備蓄しているものでは、便槽のある仮設トイレが35台、マンホールトイレが11台、便器と箱のみの簡易トイレが61台の合計107台であります。それに加えて、各避難所の既設のトイレを使用することで、目標の175台以上のトイレがあると想定しています。

スフィア基準の20人に1つ、男性・女性の割合1対3につきましても、災害発生後、初期段階ではなく中長期段階における基準となりますが、その段階における対象者を把握できていないため、基準を満たしているかは不明です。以上です。

（6番議員挙手）

○議長（鈴木浩二君）

内田議員。

○6番（内田 保君）

現在、50人に1つというような準備段階であるということは課長さんからもお聞きいたしております。やはりどうしても災害になった場合には、トイレが一番困ると思います。それから男女の関係も、やはりスフィア基準に基づいた形で、今は50人に1つであるけれど、20人に1つ、それから1対3に近づくような努力をしていただきたいと思います。んですが、そこはよろしいでしょうか。

○議長（鈴木浩二君）

防災危機管理室長。

○防災危機管理室長（石黒俊光君）

先ほど答弁もありましたとおり、20人に1つというような基準については中期、長期段階のものというところでありまして、まだ今現在備蓄を進めるに当たっては50人に1つという段階のものしかクリアできておりません。ここをまず目指しまして、あと20人に1つという段階になりますと、町外からの受援という形もございます。そういうものも考えながら整備を進めていきたいと考えております。

（6番議員挙手）

○議長（鈴木浩二君）

内田議員。

○6番（内田 保君）

先ほどの簡易トイレ、携帯トイレについてお聞きしたんですけど、現在、結局3,600個しか準備がないと。実際には簡易トイレが77基必要で、これは計算式で当てはめると、携帯トイレが9万6,750個本当は要るというようなことをお聞きしました。これについても、一番携帯トイレは凝固型で使い捨てになるわけですが、その準備も一番個人でも用意しなきゃいけないだろうし、それから町としても必要な個数をできるだけやっぱり準備すると、そういうふうな立場で考えていくということによろしいですか。

○議長（鈴木浩二君）

防災危機管理室長。

○防災危機管理室長（石黒俊光君）

今、内田議員に言われたとおりでございます。災害用の備蓄につきましては、町の災害備蓄計画の冒頭にも記述がありますが、各家庭においても最低3日間、推奨7日間の食料や生活必需品などを備蓄するようというところで啓発があります。携帯トイレも現在町の備蓄はまだ不足しておりますので、各家庭で備蓄をお願いするものであります。

（6番議員挙手）

○議長（鈴木浩二君）

内田議員。

○6番（内田 保君）

ぜひともいつ何どき災害が起きるか分からないと、避難所で右往左往するというのは本当に目が見えるものでありますので、ぜひとも準備のほうを個人も含めて、それから地域との協働も含めて、南知多町が率先してその備蓄のほうをしっかりとやっていただ

きますようよろしくお願ひいたします。

じゃあ次、お願ひします。

○議長（鈴木浩二君）

総務部長。

○総務部長（大岩幹治君）

それでは、御質問3-3について答弁させていただきます。

トイレカー導入のメリットとしては、災害時に即座に使用可能なトイレの提供ができることでもあります。また、平常時にはイベント等での使用も可能ではありますが、費用対効果について検証することが必要であります。今後は導入済み自治体の状況を調査・研究していきたいと考えております。以上です。

（6番議員挙手）

○議長（鈴木浩二君）

内田議員。

○6番（内田 保君）

私はこの宮城県の例しかちょっと分からなかったんですけど、知多半島の他市町の中でトイレカーみたいなものを災害対策用に持っているまちはあるんでしょうか。

○議長（鈴木浩二君）

どなたが答弁いたしますか。

総務部長。

○総務部長（大岩幹治君）

知多半島内では阿久比町がトイレカーというよりも、何と説明したらいいんですかね、トレーラーというんですか、牽引をして引っ張っていくタイプのものが、この4月に導入されたということを聞いております。

（6番議員挙手）

○議長（鈴木浩二君）

内田議員。

○6番（内田 保君）

ぜひとも緊急の場合にやっぱり対応できるような、そういう便利なものがあればいいかなあというふうにちょっと思ったものですから、全国の中ではそのような工夫が多分されていると思いますので、また検討のほうよろしくお願ひいたします。

じゃあ次、お願いします。

○議長（鈴木浩二君）

教育部長。

○教育部長（鈴木淳二君）

それでは、御質問3-4につきまして答弁させていただきます。

小・中学校の体育館へのエアコン設置計画は現時点ではありませんが、災害発生時の地域の避難所として利用される体育館へのエアコン設置は、今後検討していくべき問題であると認識しております。しかし、町財政が厳しい中、エアコン設置費や維持管理費を考えますと、エアコン設置は難しいのが現状です。

小・中学校のエアコン設置工事につきましては、昨年度と今年度において、廃校した小・中学校のエアコンを町内小・中学校の普通教室や特別教室へ移設工事を行いました。特別教室全てにエアコン設置ができておりません。今後は引き続き、残りの特別教室を優先的にエアコン設置できるよう教育環境の改善に取り組んでまいります。以上です。

（6番議員挙手）

○議長（鈴木浩二君）

内田議員。

○6番（内田 保君）

武豊町は大体5億円でしたかね、補正予算を組んで6月の議会の中で全部導入するというようなことをやっていることを聞きました。武豊町はJERAからこの10年間で100億くらい入ってきておるそうですから、だから一定の財政があって、そこら辺の条件整備もしていくというようなことをちょっとお聞きしておりますけれど、やはり南知多町においても体育館は避難所になっております。なので、やっぱりこの暑い今の夏の時期に、もしできたときにいろんな事変ですね、災害が起きたときには本当に大変だというふうに思うんですよ。なので、やはり体育館においても、総合体育館にはガスエアコンが設置されましたけれど、順次1か所でも入れていくというふうな計画を、総合的な計画をこれからつくるといふことよろしいですか。

○議長（鈴木浩二君）

教育部長。

○教育部長（鈴木淳二君）

先ほども答弁いたしましたとおり、まだ通常、学校の特別教室のほうへの全てのエアコン設置も終わっていないような状況です。そういったところも考えまして、検討していくべき問題だとは考えておりますので、そういった時期が来ましたら検討していきたいと考えております。以上です。

(6番議員挙手)

○議長（鈴木浩二君）

内田議員。

○6番（内田 保君）

それでは、ぜひともよろしく願いいたします。本当に災害で困らないような、そういうふうな体育館、避難所づくり、そういう形で検討していただきたいと、このように思います。

では、次、お願いいたします。

○議長（鈴木浩二君）

総務部長。

○総務部長（大岩幹治君）

それでは、御質問3-5について答弁させていただきます。

この質問につきましては、午前中、石垣議員より同様の御質問をいただいておりますので繰り返しのなりますが、令和6年度に愛知県が補助事業を継続し、全ての年齢を補助対象とするなどのヘルメット着用促進の効果が高い施策かどうかを慎重に検討してまいります。以上です。

(6番議員挙手)

○議長（鈴木浩二君）

内田議員。

○6番（内田 保君）

この問題は私びっくりしましてね。もう大分前に県の防災安全局県民安全課交通安全グループ、こういうチラシが県からもう既に作られているんですよ。この裏には、5市5町も含めた形で54市町村の全ての一覧表が載っています。これを見て私びっくりしたんですね。導入していないのは南知多町と、それから設楽町、東栄町、豊根村だけです。

これは、今年の4月1日から始まっているわけで、その当局にも確認したところ、南知多町にもお聞きしましたと、そうしたらその予定はないと、別のことをやるからと

いうことで断られましたというようなことでした。私は残念に思いました。

県の補助対象は7歳から18歳と65歳以上です。だけどそれを受けて、ここを見てもみると、例えば東浦町は全部の年齢の0歳から6歳も、それから19歳から64歳も入れて制度をつくっているんですね。美浜町も東浦町と同じように全部の年齢で補助しております。それから、武豊町も全部の年齢で補助しております。

だから、一言県の担当者が言うことには要綱をつくれればいいんですよと、要綱をつくっていただければ、これは補助の対象になりますからと。どうしてつからないんでしょうねという、そんなような話をしました、私。なので、やはりなぜこれを導入のときに、恐らく県から話があったと思いますけど、導入しなかったんですか。

○議長（鈴木浩二君）

防災危機管理室長。

○防災危機管理室長（石黒俊光君）

どうして県の補助制度を導入しなかったということにつきましては、本日、石垣議員の再質問で答弁したとおりであります。

（6番議員挙手）

○議長（鈴木浩二君）

内田議員。

○6番（内田 保君）

平等性の問題からだとか、それから費用の問題からいっても、県がまず少なくともこの7歳から18歳と65歳以上は補助すると言っているんですから、県民の安全や、それから町民の安全を確保する上では、まずここから導入すればいいじゃないですか、ほとんどのところはそうですよ。これは一覧表がありますが、東浦町や、武豊町のように全部の年齢にわたって補助しているところは割と少ないです。ほとんど県がこの7歳から18歳と65歳以上の2分の1のヘルメット補助、これを導入しているんですよ、まずここから始めようということで。なぜをそれを南知多町はやらなかったんですか。

（「同じ質問じゃないのか」と呼ぶ者あり）

（「議長、議会運営」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木浩二君）

石垣議員。

○7番（石垣菊蔵君）

ただいまの質問は同じ質問だと思いますので、その辺よろしくをお願いします。

(「答え出ておるぞ」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木浩二君)

内田議員に申し上げます。同じ質問という形でかぶっておりますので質問の仕方を変えてください。

(6番議員挙手)

内田議員。

○6番(内田 保君)

分かりました。

それで今回について、南知多町からそういうふうな導入しないということがあったので、それで南知多町については補助になっておりませんと。でも、9月になっておりますけど、9月になって途中でも、じゃあこれは要綱をつくったらできるかといったら、それは相談に応じますと言いました。そのつもりはありませんか。

(「答え出ておる話やないか」と呼ぶ者あり)

出ておるか分からんよ、まだ。

(「答え出ておるで次へ行け」と呼ぶ者あり)

出ていない。

(「終われ終われ」と呼ぶ者あり)

ちょっとやめてください、議長さん、注意して。

(「質問者に注意せよ、質問者に。議長」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木浩二君)

さっきも石垣議員の質問に同じことを答えております。理由も述べております。なぜこのことをやらなかったかという答えも先ほど言っております。その答えを聞いておると思います。同じような答えばかり2度も聞いてもらっても同じことしか答えられませんので、これは同じことを繰り返しますんで質問を変えてください。

(6番議員挙手)

内田議員。

○6番(内田 保君)

私が質問したのは、これから要綱をつくる気はありませんかと言っておるんですね、要綱。今からでも要綱をつくれれば相談に応じると県は言っているんですよ。そこについ

て答えてください。

○議長（鈴木浩二君）

総務部長。

○総務部長（大岩幹治君）

先ほども内田議員の通告書に対して冒頭で答弁したとおり、令和6年度に愛知県が補助事業を継続し、全ての年齢を補助対象とするなどのヘルメット着用促進の効果が高い施策かどうかを慎重に検討してまいります。以上です。

（6番議員挙手）

○議長（鈴木浩二君）

内田議員。

○6番（内田 保君）

分かりました。

だから、2学期以降の今検討するつもりはないという、そういうことですね。

私は、やはりこれはせつかく県がそういう制度を導入したわけですよ。なので、先ほど言ったように導入しなかったのは4自治体ですかね。非常にやっぱりこれは問題じゃないかなあというふうに思います。なので、ぜひ積極的に、今、部長さん言われたみたいに令和6年度から、県が、もちろん全年齢にということじゃなくても、今の現状の7歳から18歳、それから65歳以上については補助しますよと言っているわけですから、だからそれを積極的に受け入れてやっていくように、その施策をしっかり計画していただきたいと思います。

じゃあ次、お願いします。

○議長（鈴木浩二君）

総務部長。

○総務部長（大岩幹治君）

それでは、御質問4-1について答弁させていただきます。

自衛官等募集以外の目的であっても法令で定める場合、住民基本台帳の一部の写しを請求することができることとなっております。自衛隊だけを優遇しているわけではありません。

閲覧に係る事務軽減や事務誤りの改善を目的として、電子媒体による情報提供を行っており、自衛隊法第97条と同法施行令第120条を根拠法令としておりますので、今後も

電子媒体による情報提供を行っていきます。以上です。

(6番議員挙手)

○議長（鈴木浩二君）

内田議員。

○6番（内田 保君）

これは、もう既に5月に回答をいただいております。課長さんともちょっと話をしております。それでこれは問題だなあとちょっと思いまして再度話をさせていただくわけですが、いわゆる名簿提供については、これは義務はないわけですよ、120条でも。いわゆる求める権限があるということだけで、国がね。基本的な主体は南知多町なんです。南知多町がじゃあそのいろんな個人情報や、それからこれまでの施策に応じてそれを出す必要があるかどうかということ判断すればいいという、こういうことなんです。なので、基本的な住民基本台帳法の精神は閲覧なんです。閲覧でそれをきちっと書き移して、誰でも要するにそれを書き移してやることができるというふうな法律になっているわけです。

なので、自衛隊もこの制度は、安倍さんが言う前にやっていたときは、わざわざ南知多町に来て、そして閲覧でちゃんと筆記をして、そしてちゃんと帰っていったわけですよ。それが要するに突然国の指示があったんですかね、それによってUSBの電子データを渡すと。あるまちでは、例えばいろんなシールにして渡すだとかというようなことも始まっておりますが、だから実際、南知多町だけじゃなくて、愛知県、それから全国の自治体では、そのことをやっているのは6割しかないんですよ。4割はまだ閲覧なんです。全国の防衛庁なんかのデータもそういうふうに出しますと。だから、4割の自治体は閲覧でちゃんと要するにやっているわけですよ。なので、やはり住民基本台帳法に基づいたきちとした、その自衛隊に対しても閲覧でやってくださいねということ言うのが、これが筋じゃないですか。どう考えますか。

○議長（鈴木浩二君）

総務部長。

○総務部長（大岩幹治君）

ただいまの内田議員の質問についてですが、その件につきましては、国会において質問主意書というものが出されております。それに対して、内閣総理大臣が答弁書を出しております。それには、明文の規定がないからといって特段の問題を生ずるものではない

いと考えると答えておりますので、問題ないと考えております。以上です。

(6 番議員挙手)

○議長（鈴木浩二君）

内田議員。

○6 番（内田 保君）

確かに政府はそうやって答えておりますよ。しかし、それは求めることができるということなんですよ、求めなければならないという義務規定なんか国は発しておりません。

だから、あくまでも南知多町が主体となって、これはどうすべきなんだろう、閲覧で対応させるべきなんだろう、いや、USBの電子データを出しちゃうんだろうかという、そういうことについては南知多町が判断できるんですよ。残念ながら、今、南知多町がそのまま提供するというようなことでしたので、それで私は今お聞きしているわけですね。

なので、やはり南知多町の個人情報のデータそのものについての取扱いについては、当然要するに国の法律、住民基本台帳法というのがあるわけですから、それに従ったその運用の仕方をぜひともやっぱり見直していただきたいし、まだ全国の4割の自治体は閲覧です。6割は確かに電子データとか、そういうような紙で出すだとか、そういうような形で名簿提供しちゃっておりますけど、しかし4割はまだ閲覧の対応をしているんですよ。なのでぜひとも検討していただきたいと、こういうふうに思います。いかがでしょうか。

○議長（鈴木浩二君）

総務部長。

○総務部長（大岩幹治君）

先ほど答弁したとおりでございます。以上です。

(6 番議員挙手)

○議長（鈴木浩二君）

内田議員。

○6 番（内田 保君）

個人情報を守る立場から、ひとつ残念ですね。

今後もしっかりと検討していただきたいと、こういうふうに思います。

じゃあ次、お願いします。

○議長（鈴木浩二君）

総務部長。

○総務部長（大岩幹治君）

それでは、御質問4-2について答弁させていただきます。

住民基本台帳の一部の写しを町から国に提供することについては、国の通知等により問題のあるものではないと考えています。

自衛官等募集に係る電子情報による情報提供については、住民基本台帳の閲覧をした場合と同じ内容の情報を提供するものです。自衛官等募集以外の用途、例えば世論調査や公共事業の調査対象者の抽出などでも住民基本台帳の閲覧による情報取得が可能であり、そういうものに対しての除外申請を行っていない中で、自衛官等募集だけ特別に除外申請を受け付ける必要はないと考えます。

以上のことから、本町としましては、今後も自衛隊からの依頼があれば情報提供を行ってまいります。

しかしながら、自衛官等募集の案内の送付を希望しない方への配慮も必要であると考えますので、自衛隊から町へ情報提供の依頼があった際に、町広報及び公式ホームページにおいて自衛官等募集の案内が送付される旨、またその送付を希望しない方は自衛隊に連絡していただく旨を案内することといたします。以上です。

（6番議員挙手）

○議長（鈴木浩二君）

内田議員。

○6番（内田 保君）

そこまで個人情報をおそらく保護して考えていこうということならば、なぜ武豊町や半田市のように、武豊町は今年1名あったそうです、嫌だという方がね。受け付けて、そこから名前を削除しました。半田市は今回は、初めは何か2名か3名ぐらいだったけど、今年は何か10名あったそうですよ。それで受け付けて、その名前を削除して自衛隊に渡したと。

少なくとも、やっぱり個人情報を守るといって、そういう立場を南知多町は取るということならば、それはやっぱり町の責任で、あんたやってねということじゃなくて、町がいわゆる情報提供を希望しないということをおちゃんと聞いて、武豊町や半田市のように削除して少なくとも提供すべきじゃありませんか。

○議長（鈴木浩二君）

防災危機管理室長。

○防災危機管理室長（石黒俊光君）

情報提供の関係につきましては、先ほどから法的根拠がある加減で問題はありませんということで答弁したところでございますが、この自衛官募集事務は、募集について郵便措置を行う事務事業でありまして、またそこでは多くの募集対象者に自衛官という職業を知ってもらうことも、それも目的となっております。名簿の提供状況については先ほど問題はありませんということでありましたが、そういうことで、今後も自衛隊からの依頼がありましたら電子媒体での情報提供を行っていくところでございます。

それから、住民の方への配慮としましては、どうしてもその郵便物を送ってほしくないと、そういう方については、案内の送付を希望しない方は自衛隊のほうへ連絡できるよう連絡先などについては住民の方へお知らせしていきます。以上です。

（6番議員挙手）

○議長（鈴木浩二君）

内田議員。

○6番（内田 保君）

そこなんです。それを南知多町がなぜやらないんですかと、そこを聞いているんです。もちろん個人でやってねということは分かりました。それは課長さんから回答もお聞きして、そういうことはよく分かっているんですけど、半田市や武豊町はそうやってやっているんです。だから、南知多町としてはなぜ同じことをやらないんですかということをもう一回お聞きします。

○議長（鈴木浩二君）

内田議員に申し上げます。同じ答えしか出てこないと思いますけど。

○6番（内田 保君）

確認だけです。

（「確認必要ない」と呼ぶ者あり）

ちょっとやめてください。議長、注意して。

（「確認必要ねえぞ」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木浩二君）

どうも無意味なというか、同じことの繰り返しをずっとやっているような気がして。

(「議長、議会運営」と呼ぶ者あり)

では石垣議員。

○7番(石垣菊蔵君)

議長さんが言われるように同じ質問が3回目になっていると思いますので、よろしく
お願いいたします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木浩二君)

榎戸議員。

○11番(榎戸陵友君)

これって再質問って2回までじゃなかったですか。

(「そうそう」と呼ぶ者あり)

(「そうだ」と呼ぶ者あり)

(「ルールを逸脱しておるぞ」と呼ぶ者あり)

(「黙らせろ」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木浩二君)

ということで再質問は2回までというルールがございます。それに反しておりますの
で、今の質問は取り消してください。

(6番議員挙手)

内田議員。

○6番(内田 保君)

これも大事な中身なので、繰り返し確認をさせていただいております。

やはり住民の個人情報はどういうふうに扱っていくのかというのは、南知多町の今後
の考えるべき姿勢なんですね。簡単に要するに国から言われたからといって、これは義
務ではないわけですよ。「ればならない」ということは書いてありません。してもいい、
できる、そういう言い方なんですね。それを国が南知多町に対して、全国に自治体です
けれど、それを押しつけてきたというのが、これが実態なわけです。それに対して南知
多町は従ってしまったということです。

なので、やはり住民自治の基本から考えて住民の個人情報をしっかりと守っていくと
いう、そういう立場からぜひとも武豊町、そして半田市の実際にやっているその実務を
まねていただいて、南知多町が本当に透明性ある個人情報保護の立場で取り組む、そう

いう自治体になっていただきたいと、こういうふうに思います。

ありがとうございました、終わります。

○議長（鈴木浩二君）

以上で内田保議員の一般質問を終了いたします。

ここで暫時休憩いたします。再開は1時40分といたします。

なお、休憩中は議場の窓を開け、換気を行いますので、御協力をお願いします。

[休憩 13時29分]

[再開 13時40分]

○議長（鈴木浩二君）

休憩を解きまして、本会議を再開いたします。

次に、10番、吉原一治議員。

○10番（吉原一治君）

それでは、議長のお許しをいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

1番です。愛知県水産振興計画と本町の漁業振興について。

本町の産業全般と関わる水産資源と漁業経営をめぐっては、漁場環境の変化や資源の減少、後継者の確保・育成など、多くの課題を抱えています。

愛知県の漁業・養殖業の生産量は令和元年には7万5,514トンで、その10年前に比べ23%減少しました。ノリ養殖は同じく49%の減少、内湾性のエビやシャコ、カレイなどの底ものの魚介類も4分の1ほどに激減しています。

海面漁業経営体数については24%、養殖業経営体数は32%、それぞれ減少しました。さらに食用魚介類の1人当たりの消費量も14%減少しております。

このような厳しい状況に対して、愛知県は令和3年度から10年間の計画期間の漁業振興計画を策定し、水産業の持続的な発展のための施策を示しました。

まず、この計画に基づく事業が本町においてどのように実施され、どういう成果を上げているのかを質問します。

1. 県の振興計画では3つの大きな柱が示されている。その一つは、「豊かな水産資源を育む海づくり」の中で栽培漁業の強化がうたわれているのが本町においてどのように強化され、その結果はどうなっているのか。

2. 2つ目の柱である「漁業者がもうかる経営体づくり」の中には、新たな養殖業への支援、ノリなど藻類養殖業への支援強化があるが、この施策はどのように展開され、

その結果は見られるのか。

3. 3つ目の柱は「未来につながる水産業の構造改革」。そこでは、漁港施設の整備推進や地域の拠点となる施設整備が上げられている。具体的にどのような施設整備が実施され、今後、本町で予定されている整備事業は何か。

また、漁港内に長く活用されていない石之浦の埋立地があるが、この活用についての見通しとして町としての考えはどうか。

大きい2番です。漁業を夢見る産業に。

南知多町の基幹産業である漁業においては、その後継者や新たな漁業の担い手の確保・育成は重要な課題です。漁業を目指す若い世代の育成を県と協力しながら進めることは、愛知県の漁業を担う本町の努めだと思えます。

そこで、漁業を持続的に夢のある産業とするために、次の質問をします。

1番、愛知県の漁業の中心地である本町、水産・漁業に夢を持って取り組む若者を育てる教育機関として水産高校を設置することについては、町はどのように考えているか。

2. 本町は、水産業に関わる試験研究機関として県の漁業生産研究所がある。水産業を目指す若者を育成する教育機関と水産業の研究機関、そして愛知の漁業を支える本町の漁業関係者との協力する拠点の整備の拡充を図ることで漁業や水産業の新たな展開が期待でき、若者の希望になるのではないかと思うが、町長はどう思うか。

再質問は自席にて行いますので、よろしくお願いします。

○議長（鈴木浩二君）

建設経済部長。

○建設経済部長（滝本恭史君）

それでは、御質問1-1につきまして答弁させていただきます。

愛知県では、栽培漁業基本計画に基づき、既存魚種であるクルマエビ、ヨシエビ、ガザミを増産し、昨年度より放流量を増加しています。

また、栽培漁業センターの施設増強を図り、令和7年度からハマグリ、ミルクイ、ワカメを新魚種として生産し、導入する漁協に対し支援を図っていくこととしております。

本町においては、漁業生産力の強化のため、マダイ、カサゴ、ヒラメ、キジハタといった魚種の放流を継続して実施しております。効果につきましては、魚種により漁獲量が増加しているという声も聞いております。

今後も県、各漁協と連携し、本町における漁獲量向上を図るために効果のある魚種、

放流場所の選定を行うなど、栽培漁業を推進してまいります。以上です。

(10番議員挙手)

○議長（鈴木浩二君）

吉原議員。

○10番（吉原一治君）

放流に係る県からの補助金は幾ら入っていますか。また、町からは幾らぐらい入っていますか。

○議長（鈴木浩二君）

産業振興課長。

○産業振興課長（奥川広康君）

ただいまの質問にお答えします。

本町の稚魚放流は、南知多水産振興会に委託して実施しております。令和5年度は290万円で、県の補助金はありません。

また、アワビの種苗放流事業については4つの漁業協同組合が実施する386万4,000円に対し、町は約22.3%の86万4,000円の補助金を支出しております。

そのほか、水産業振興基金から約64%の247万2,000円の補助を行っております。

稚魚、アワビとも昨年度と変更はありません。

(10番議員挙手)

○議長（鈴木浩二君）

吉原議員。

○10番（吉原一治君）

魚の稚魚放流についてですが、今は10年前と比較して事業費の変更はかなりあるんですか。

○議長（鈴木浩二君）

産業振興課長。

○産業振興課長（奥川広康君）

10年前との比較につきましては、本町の稚魚放流事業につきましては、平成17年度から平成24年度までは300万円、平成25年度から令和元年度は400万円、令和2年度は380万円、令和3年度から令和5年度につきましては290万円となっております。

(10番議員挙手)

○議長（鈴木浩二君）

吉原議員。

○10番（吉原一治君）

だんだんお金のほうが少なくなってきましたが、そうした減少は、その意味ですね、なぜ少ないのかお願いします。

○議長（鈴木浩二君）

産業振興課長。

○産業振興課長（奥川広康君）

答弁いたします。

町の財源状況が厳しい状況であったため、町全体での予算削減方針によりまして種苗放流事業費の削減をさせていただいております。

（10番議員挙手）

○議長（鈴木浩二君）

吉原議員。

○10番（吉原一治君）

放流の効果が見えてこないのは、まだまだ放流の数が少ないからではないかと思えます。

漁獲量が増えている魚種もあるということですが、まだまだ県に放流の数を増やしたり放流場所を変えたりするなどの対策をお願いしてもらいたいがいかがでしょうか。

○議長（鈴木浩二君）

産業振興課長。

○産業振興課長（奥川広康君）

放流の効果検証につきましては、愛知県栽培漁業会議をはじめ、栽培推進会議研究会、地区の放流委員会等を開催しまして、学識経験者を含めた県・市町・漁業団体により実績に基づく検証並びに計画協議を行っております。今後も生存率や放流試験データなどにより放流場所を検討し、水産資源の増殖にとって有効かつ効果的で漁業者が安定的な収入が図れるよう、関係者と栽培漁業を推進していきたいと考えております。

（10番議員挙手）

○議長（鈴木浩二君）

吉原議員。

○10番（吉原一治君）

私も、長年漁師の人生の中で放流場所を変えてきたことを思い出します。15年から20年前になりますが、その頃は県の職員と協働で放流をしたこともありました。

今はどのようなやり方をしているか分かりませんが、漁師にとっては水産物の漁獲量は収入に直結します。さらなる栽培漁業を推進していただくこととともに、特に稚魚の放流の数においては県に増加の要望をいただきますようお願いして、次、お願いします。

○議長（鈴木浩二君）

建設経済部長。

○建設経済部長（滝本恭史君）

それでは、御質問1－2につきまして答弁させていただきます。

本町では、篠島で先行開始されたカキ養殖に続き、日間賀島においても県が実施したカキ養殖における先進技術を取り入れた実証実験等を活用し、事業化のめどが立ったことから、今年9月より区画漁業権を取得してカキの養殖が開始されています。

町としましては、県と協力し積極的に多くの人に周知し、販路拡大に努めてまいります。

また、ノリ養殖業については、引き続き食害対策として防除網の導入支援やカモ等の有害鳥獣の駆除及び追い払いを実施するための事業費支援を行ってまいります。

とりわけ、令和3年度では海水温の上昇、栄養塩不足等による海の状態の変化で成長や品質不良が生じ、ここ数十年で非常に悪い状況でありましたが、令和4年度では収穫量も例年並みに戻り、さらには単価高騰の影響もあり、ノリ養殖業者の経営も改善されたと聞いております。

今後も、県によるノリの品種開発、栄養塩管理や食害対策等を県と協力し、ノリ製品の品質向上、安定生産を図ってまいります。以上です。

（10番議員挙手）

○議長（鈴木浩二君）

吉原議員。

○10番（吉原一治君）

防除網とは、海上でノリ養殖においての下からの魚種の食害防止の対策をするものがあります。

防除網の導入とカモの駆除等について、組合ごとの今の補助の状況はどうでしょうか。

○議長（鈴木浩二君）

産業振興課長。

○産業振興課長（奥川広康君）

防除網とカモの駆除の補助の関係でございますが、まず防除網についてでございます。令和4年度が前年が不作であり、事業を見合わせる経営体が多かったため、令和3年度の実績で説明させていただきます。

豊浜漁協、事業費約270万円、補助金約120万円、補助経営体数7、師崎漁協、事業費51万円、補助金約23万円、補助経営体数は3、大井漁協、事業費約140万円、補助金約66万円、補助経営体数5、篠島漁協、事業費約150万円、補助金約70万円、補助経営体数10でございます。

次にカモ等の駆除については、これも令和3年度実績で申し上げます。

豊浜漁協、事業費約20万円、補助金約10万円、作業10日間実施、大井漁協につきましては事業費約27万円で補助金が約13万円、作業期間は8日間でございます。

（10番議員挙手）

○議長（鈴木浩二君）

吉原議員。

○10番（吉原一治君）

具体的にカモ等の駆除、追い払うのはどういう方法で行われていますか。

また、ドローンの活用ですね。ドローンの活用の新しい方法は開発されているんでしょうか。お願いします。

○議長（鈴木浩二君）

産業振興課長。

○産業振興課長（奥川広康君）

近年のカモの駆除や追い払いについては、豊浜漁協及び大井漁協が委託により行っております。その方法につきましては、鉄砲等により行っております。

また、ドローンの活用につきましては、本年、県において豊浜漁協管内のノリ養殖場においてドローンによる追い払い実証実験が行われる予定となっております。

（10番議員挙手）

○議長（鈴木浩二君）

吉原議員。

○10番（吉原一治君）

ありがとうございます。

ドローンの活用の実証実験、こうしたことによってノリの安定生産につながることを期待しております。

次をお願いします。

○議長（鈴木浩二君）

建設経済部長。

○建設経済部長（滝本恭史君）

御質問1－3につきまして答弁させていただきます。

町内の各漁港におきましては、振興計画に基づき、令和3年度より防波堤、物揚場の改良、漁港道路整備、浮き桟橋設置及び老朽化した施設の補修等を行い、漁業者にとってより安全で使いやすい漁港となるよう努めております。

また、日間賀漁港、篠島漁港では、老朽化した製氷・貯氷施設の新設整備に対して支援を行っております。これにより安定した氷の供給体制が実現され、計画的な操業や漁獲物の鮮度がよくなったことから魚の単価が上がり、漁業者の所得向上が図られたものと考えております。

今後、豊浜漁港において南海トラフ地震による最大クラスの津波が発生した場合に、市場で働く漁業関係者や観光客が緊急的に避難することができる組合施設を兼ねた津波避難施設を整備する予定でございます。町としましては、その施設整備へ支援を行うことで地域防災力の強化と漁村としての活性化を図ってまいります。

また、豊浜石之浦の埋立地の活用については、豊浜漁業協同組合をはじめ、商工会や観光協会等と検討会議を重ね、海や漁村の地域資源の価値や魅力を生かした取組を支援する国の海業支援を活用するなど、よりよい埋立地活用の方向性を見いだしていきたいと考えております。以上です。

（10番議員挙手）

○議長（鈴木浩二君）

吉原議員。

○10番（吉原一治君）

ありがとうございます。

豊浜の避難施設ですけど、設置場所や規模などの具体的な説明をお願いします。これ

は豊浜漁協の本部の避難施設だと思いたすが。

○議長（鈴木浩二君）

産業振興課長。

○産業振興課長（奥川広康君）

豊浜で整備を予定している津波避難施設につきましては、場所については豊浜漁協新製氷工場の北側でございます。

規模につきましては、現在設計中であり、概要のみとさせていただきます。

概要につきましては、2階建て鉄筋コンクリート構造で、2階の津波避難施設を補助対象とし、国2分の1、県10分の2、計70%の補助事業計画となっております。

また、1階につきましては、有効活用による、先ほど議員がおっしゃられました豊浜漁協の漁協関連事務所等を整備する予定となっております。

（10番議員挙手）

○議長（鈴木浩二君）

吉原議員。

○10番（吉原一治君）

ありがとうございます。

石之浦の活用についてですが、漁協との意思疎通が大事だと思いますが、先ほど答弁があったように関係機関との検討会議をするとのことでしたが、検討会議は現在どのような状況で、また国の海業の支援事業の活用とはどのような事業の概要をお願いします。

○議長（鈴木浩二君）

産業振興課長。

○産業振興課長（奥川広康君）

石之浦の活用についての御質問ですが、石之浦の活用については平成9年以降、豊浜地区を中心としました豊浜漁港研究会で活用について検討してまいりましたが、出店について資金面の不安や後継者不足などから実施に至っておりませんでした。今年度、豊浜漁協との協議によりまして、これからは豊浜地区だけでなく、新たに南知多町全体に枠を広げまして、今後、3商工会や観光協会等と意見交換の場を設ける運びとなっております。

また、海業支援事業の概要につきましては、水産業の振興、地域の活性化を図る目的としまして、観光業、商工業、農業と連携をいたしまして、具体的には加工場、水産物

販売、漁業体験、レストラン、釣り等のレジャーなどの整備に対しての国の補助事業で
ございます。

(10番議員挙手)

○議長（鈴木浩二君）

吉原議員。

○10番（吉原一治君）

石之浦の活用については漁村地域活性化につながると思いますので、一日でも早く整備
ができるように今後ともよろしく願います。

次へ行ってください。

○議長（鈴木浩二君）

建設経済部長。

○建設経済部長（滝本恭史君）

それでは、御質問2-1につきまして答弁させていただきます。

愛知県内においては、唯一の水産高校として蒲郡市に県立三谷水産高等学校がありま
す。

創立以来80年の歴史のある学校であり、卒業生は地域の水産業界の中心的役割を果た
しており、日本各地はもとより、広く世界へ飛び出し活躍しております。

水産高校は、その分野における各種専門教育を実施し、産学官連携の下、高度な人材
育成が可能であります。

現在、愛知県では県立高等学校教育推進基本計画に基づく教育推進実施計画により各
種施策を推進しており、その中で水産科部門においては新たに水産業の6次産業化を支
える人材を育成するため、水産業6次産業化担い手育成事業を実施しております。また、
漁業実習や航海実習、海洋環境調査など実践的な学習環境を整備するため、新しい実習
船「愛知丸」の建造を計画しております。

しかしながら、愛知県では新規に水産高校を設置する計画はございません。町としま
しては、漁業者の減少や高齢化が進展しており、地域における漁獲の方法、加工などの
専門的な技術や知識を継承された若手の人材を確保することも大切であると認識してお
ります。このことから、水産高校は水産業に関する幅広い知識や技術を学ぶことができ、
卒業生は水産業や地域活性化に大きく貢献する可能性があると考えられます。

先ほども申しましたが、現在の計画上では新規の水産高校の設置予定はないため、現

段階では非常に厳しいと考えます。以上です。

(10番議員挙手)

○議長（鈴木浩二君）

吉原議員。

○10番（吉原一治君）

ありがとうございます。

三谷水産高校には本町から進学していると思いますが、実際にどれくらいの生徒が南知多町から進学し、その進路はどうなっているのかをお願いします。

○議長（鈴木浩二君）

産業振興課長。

○産業振興課長（奥川広康君）

本町からの三谷水産高校への進学者でございますが、平成26年度から令和5年度の10年間の総数は22名で、年平均2人でございます。

次に、卒業後の進路につきましては、平成25年度から令和4年度の10年間で20名でございますが、その内訳につきましては漁業が9名、進学6名、そのほか就職5名となっております。

(10番議員挙手)

○議長（鈴木浩二君）

吉原議員。

○10番（吉原一治君）

南知多町からの三谷水産の進学者ですが、どこの地域が多いか分かれば簡単をお願いします。

○議長（鈴木浩二君）

産業振興課長。

○産業振興課長（奥川広康君）

3年間の実績でしかございませんが、篠島、日間賀のみとなっております。

○10番（吉原一治君）

次、お願いします。

○議長（鈴木浩二君）

町長。

○町長（石黒和彦君）

御質問 2－2 につきまして答弁させていただきます。

漁業や水産資源を活用した加工業など、海と結びついた産業は本町の根幹をなすもので、その将来を担う若者はこの町の未来をつくる大切な力であり、原動力であります。水産業は自然を相手にする仕事であり、環境の影響を大きく受ける産業でございます。自然を守ると同時に環境の変化に適応する柔軟な力を次世代の担い手に期待したいと思っております。

彼らに時代の変化に対応できる専門的知識と生きた経験を提供する場が、水産業のために必要であることは理解できます。本町豊浜には県の漁業生産研究所があり、地域には多くの漁業者もいますが、もう一つ、教育の場としてある新設の水産高等学校は、部長が答弁いたしましたけれども、非常にハードルが高い、厳しいと思っております。

これまで、本町では水産業を持続的で夢のある産業とするために専門的な知識を有する人材を育てていく場所、拠点を町内に設けるという視点での考えは、議員から御指摘いただくまでありませんでした。この視点を含め、本町の漁業や水産業を新たな夢のある展開に向けどう取り組めばよいか検討してまいりますので、どうぞよろしく願いたします。

（10番議員挙手）

○議長（鈴木浩二君）

吉原議員。

○10番（吉原一治君）

町長、ありがとうございます。

水産業をめぐっては、海域の水温や水質、漁場環境などの環境変化に漁業の現場も対応していかなばなりません。この海域で取れる魚種にも変化が見られ、養殖環境にも食害防除、養殖品質の選択も必要になってきています。漁業や水産業が持続的に発展していくためには、こういう変化に対応できる人材の育成が必要だと思います。

研究機関と教育機関、そして水産業を集積することが、地域が一体となって水産業を担う若者を育てていくことが愛知県の漁業を守ることとなると思います。

水産高校の新設は難しいとの町長の見解ですが、水産を目指す若者が学び、体験する場をつくることは大切だと思います。産業のため、水産業のため、人材育成、地元の内海高校を活用して、同時に若者が夢を持つまちづくり、地域の活性化を図り盛り上げて

いくことはできないでしょうか。

また、小佐にある漁業生産研究所と連携する実習施設は考えられないでしょうか。

かつては篠島に昭和55年から平成16年まで、日間賀島では昭和55年から平成13年まで内海高校の分校がありました。それには地域の密着した普通科水産コースもあったと聞いております。

どのような方でもあれ、漁業や水産業を夢のある産業にするためには、本町のこのような立体環境を生かして将来の漁業人材を育成する施設の設置を前向きに検討するよう愛知県に働きかけていただきますことを切にお願いして、質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（鈴木浩二君）

以上で吉原一治議員の一般質問を終了いたします。

ここで暫時休憩いたします。再開は14時25分といたします。

なお、休憩中は議場の窓を開け、換気を行いますので、御協力をお願いします。

〔 休憩 14時13分 〕

〔 再開 14時25分 〕

○議長（鈴木浩二君）

休憩を解きまして、本会議を再開いたします。

次に、1番、森宏子議員。

○1番（森 宏子君）

それでは、議長の許可をいただきましたので一般質問をさせていただきます。

壇上では一般質問通告書の朗読とさせていただきます。よろしくをお願いします。

公共施設の使用と内海観光センターの建築計画について。

第7次南知多町総合計画の1-7、「郷土愛、つながりを育む文化・スポーツ」の現状と課題には、「伝統行事やスポーツ活動は、町民の交流の場となり、健康で充実した余暇を過ごすために重要である一方、高齢化に伴う参加者や後継者の減少を踏まえた活動の在り方の見直し、施設の老朽化への対応が課題となっています」とあります。また、目指すべき将来像を抜粋いたしますと、「文化・スポーツ活動が、町民の交流や健康の維持増進につながることを目指します」とあります。

そこで、以下の質問をさせていただきます。

1番、山海ふれあい会館のグラウンド用トイレの設置について。

山海ふれあい会館は、山海小学校跡地を利用し、教室2室と体育館を公民館として使用しています。また、グラウンドは自由広場としてサッカーやグラウンドゴルフに使用されています。

最近では、特にグラウンドゴルフの使用が盛んで、3つの団体が交互に利用し、毎週延べ100人前後の利用者がいます。この山海ふれあい会館のグラウンドには屋外トイレがなく、月曜日の休館日と木曜日の管理人不在日はトイレを使用することができません。町財政の苦しい中ですが、利用者の利便に供するためにもグラウンド内にトイレの設置を検討できないでしょうか。または、休館日や管理人不在日であっても会館内のトイレを利用することはできないか。

2番、山海ふれあい会館グラウンドの使用料について。

山海ふれあい会館は駐車場も整備されており、まさしく町民の触れ合いの場所となっております。また、グラウンドはきれいに整備され、多くの町民がグラウンドゴルフやサッカーを楽しんでいます。

しかし、このグラウンドはスポーツ施設ではなく自由広場となっているため、無料で利用されています。一方、施設を維持管理するためには、草刈り、芝刈りに伴う燃料費や山砂等の原材料費、その他消耗品等の経費がかかります。厳しい町の財政状況を考えると、受益者負担原則の下、使用料の徴収を考えるべきときです。

施設の売却、公共施設の再配置計画が進む中、併せて使用料の徴収を検討すべきではないでしょうか。

3番、町公民館内海分館集会室のスリッパ着用についてお聞きします。

町公民館内海分館をいろいろな集まりで使用する際、2階の集会室だけスリッパに履き替えることになっています。手前の会議室は靴履きのままで使用できます。スリッパは衛生上の観点からもどうかと思いますし、スリッパを消毒するのも大変な手間だと思いますので、靴履きのままで利用できるように変更できないでしょうか。

4番、内海観光センターの建築計画についてお聞きします。

内海観光センターは、老朽化のため、令和4年度に解体されました。解体後の千鳥ヶ浜の景色はすばらしいですが、今後の建築計画はどのように進められているのか、答えられる範囲で説明をお願いします。

以上で壇上での質問を終わります。当局の明確なる答弁をお願いしたいと思います。

再質問がある場合は自席で行いますので、よろしくをお願いします。

○議長（鈴木浩二君）

教育部長。

○教育部長（鈴木淳二君）

御質問1－1から1－3は私、教育部長から、1－4は建設経済部長から答弁させていただきます。

それでは、御質問1－1につきまして答弁させていただきます。

現在検討中の公共施設再配置計画では、山海ふれあい会館は、今後、売却に向け検討していくこととしております。そのような理由により、山海ふれあい会館にトイレの設置など新たな設備投資は現在考えておりません。

また、ふれあい会館内のトイレの利用につきましては、木曜日を利用状況等から管理人不在日としておりますが、利用予約があれば管理人を駐在させますので、館内のトイレは使用することは可能です。月曜日の休館日につきましては、グラウンドを自由広場として利用することは可能ですが、施設は休館のため館内のトイレは使用できません。

御不便をおかけしますが、現状の使用方法での御利用をお願いいたします。以上です。

（1番議員挙手）

○議長（鈴木浩二君）

森議員。

○1番（森 宏子君）

あるスポーツ団体の代表の方にお聞きしたのですが、山海ふれあい会館の施設休館日や管理人の不在日には、近くの荒布越公園の公衆便所を利用しているということもお聞きしました。自由広場として利用している点から、施設休館日や管理人不在日には公園の公衆便所を利用させていただくよう周知をお願いしたいと思いますが、お願いできますでしょうか。

○議長（鈴木浩二君）

社会教育課長。

○社会教育課長（森 崇史君）

山海ふれあい会館の東玄関など分かりやすい場所によく分かるように、その旨の掲示を貼っていきたいと思います。どうぞよろしくをお願いいたします。

○1番（森 宏子君）

ありがとうございます。

○議長（鈴木浩二君）

森議員、手を挙げてください。

（1 番議員挙手）

森議員。

○1 番（森 宏子君）

すみません。

公共施設の手配計画の中に山海ふれあい会館が、そのグラウンドが含まれていることは存じ上げております。利用者の利便性の向上のため、このような質問をさせていただきました。近くの公園の公衆便所の活用や、利用予約があれば管理人を配置していただけるということですので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

次の質問をお願いします。

○議長（鈴木浩二君）

教育部長。

○教育部長（鈴木淳二君）

それでは、御質問 1－2 につきまして答弁させていただきます。

山海ふれあい会館グラウンドは、山海小学校が山海ふれあい会館に変更される際に、地元からの要望により自由広場とすることといたしました。そのため、料金の徴収については地元と協議を行った上で検討することとなります。

議員がおっしゃるとおり、厳しい町の財政状況を考えますと、ふれあい会館グラウンドだけでなく、公共施設全体について使用料の妥当性を検証し、見直す検討を始めたいと考えております。以上です。

（1 番議員挙手）

○議長（鈴木浩二君）

森議員。

○1 番（森 宏子君）

山海ふれあい会館、特にグラウンドはきれいに整備されています。グラウンドの維持管理費の経費や良好なグラウンドを保つための整備に要する作業費などを考えれば、幾らかの使用料を徴収してもよいのではないかと考えます。公共施設の使用料については、全体のバランスも考慮に入れて設定をする必要があるかと考えますので、検討をお願いします。

なお、日々グラウンド等を快適に使用できるよう整備していただいております。

次の質問をお願いします。

○議長（鈴木浩二君）

教育部長。

○教育部長（鈴木淳二君）

それでは、御質問1－3につきまして答弁させていただきます。

町公民館内海分館においては、平成17年1月にスリッパを履いて第3会議室を利用していた方が転倒した事故を受け、同年3月17日から利用者の安全性を考慮し、和室及び調理室以外の部屋についてはスリッパに履き替えることなく靴履きのまま利用できるようにいたしました。

しかしながら、集会室においては町民の皆様健康づくりへの意識向上もあり、ヨガやフラダンスなど、床に横になったり、素足のままで利用する機会が増えたため、平成23年4月19日から、運動される方が快適、衛生的に利用してもらえるよう、砂などが落ちる靴履きからスリッパに履き替えていただくことにいたしました。

町公民館内海分館集会室は、内海地区の皆様が室内で運動することのできる数少ない場所です。その方々が快適、衛生的に利用するためにはスリッパに履き替えてもらう必要があると考えておりますので、靴履きのまま利用できるような変更は現在考えておりません。以上です。

（1番議員挙手）

○議長（鈴木浩二君）

森議員。

○1番（森 宏子君）

そういった事情があるのであれば仕方がないと思いますが、住民の皆さんが疑問に思うことは情報の公開をしていただければと思います。

次の質問をお願いします。

○議長（鈴木浩二君）

建設経済部長。

○建設経済部長（滝本恭史君）

それでは、御質問1－4につきまして答弁させていただきます。

内海観光センターの建設につきましては、令和7年6月の供用開始を目指し、本年度、基本設計及び実施設計を行い、令和6年9月から建設工事を行う予定でございます。

本年度に行う基本設計及び実施設計につきましては、委託事業者を公募型プロポーザルにより選定し、8月17日付で契約しております。

なお、内海観光センターの建設については、日本財団の助成事業である渚の交番プロジェクトを活用する予定であります。渚の交番の趣旨に添い、通年利用できる施設としての整備や千鳥ヶ浜の美しい景観に配慮したデザインとなるよう、整備を進めてまいります。

また、内海観光センターの整備については、内海地区を中心とする地域と共によりよいものをつくっていくことが最重要と考えております。基本設計を進める中で地域説明会やワークショップなどを開催し、皆さんの意見をお聞きしながら円滑に整備を行うことができるよう努めてまいります。以上です。

(1番議員挙手)

○議長（鈴木浩二君）

森宏子議員。

○1番（森 宏子君）

ありがとうございました。

日本財団の渚の交番プロジェクトを活用することで、最少の経費で最大の効果を得られる施設として内海観光センターを生まれ変わらせてください。

折に触れて内海地区の住民をはじめ、町民に対してもしっかりと情報の公開をして事業実施していただくことをお願いして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（鈴木浩二君）

以上で森宏子議員の一般質問を終了いたします。

ここでお諮りいたします。

このまま続けて服部光男議員の質問を受けたいと思いますが、皆様はいかがでしょう
か。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

それでは、次に、8番、服部光男議員。

○8番（服部光男君）

本日最後の一般質問の議長の許可をいただきましたので、壇上で通告書の朗読から始めさせていただきます。

大きい1番としまして、水害対策及び避難所対応について。

「線状降水帯」、台風や大雨の際、このキーワードが最近では当たり前のように聞かれます。実は、平成26年に広島県で起きた豪雨災害をきっかけに、この言葉が注目されるようになったようです。

近年では、近海の海水温の上昇の影響もあり、台風はその勢力を維持したままで上陸してきます。それに伴う雨雲も大きく発達し、従来では考えられない異常とも思える爪痕を各地に残しています。超大型台風だから、異常気象だから仕方がないとして見過ごすのか。または、河川改修など今できることを行い、地域で降った雨水を海まで流すことにより、流域の被害を少しでも減らすべく、河川の改修から始まり避難するまでの避難所を含めた対応について質問いたします。

1番、内海地区の内海川改修に関しては、過去の一般質問で何回か質問し、その都度、愛知県に対して要望を出してきました。その一つが中橋の架け替えを伴った河川拡幅改修工事です。

内海川の河川改修計画は昭和49年の豪雨災害を契機に改修事業が開始されましたが、いまだに完成していません。その間に、災害レベルは格段に脅威を増してきています。この中橋付近の改修工事が完了すると、地域の内水氾濫に対して大きな効果があると考えます。この事業の現在の進捗状況を教えてほしい。

2番、内海の樫の木周辺での太陽光開発事業について、開発業者は住民説明会において、開発による出水を緩和するため、貯水池の設置を住民説明会で約束した。しかし、現在では開発事業の頓挫により、その後の貯水池の設置は進んでいません。すぐ隣を流れる内海川への流入量を調整するための貯水池は必要な設備であると考えています。

現在及び今後の貯水池の設置についてはどのような状況か。また、業者に代わって県と町で貯水池を設置することはできないのか。

3番、災害からの避難方法として、地域でルールを決めた上での車避難を推奨してまいりましたが、近年、車中泊のブームにより車中泊避難が増えてきている。ペットと一緒に避難ができる、プライバシーが守られる、感染症対策にもつながるということから、車中泊避難が全国的に増加している。

しかし、車種によっては横になれず、エコノミークラス症候群による体調不良を訴え

る人も多く、令和2年、高知県において全国初の車中泊避難に特化した避難訓練が実施されました。

その訓練は、ゾーニング、受付、巡回支援などの内容で、実際に駐車場の仕切りから避難所での注意事項の説明、巡回による健康状態の確認までを行ったそうです。本町でも今後増えると思われる車中泊避難に対し、事前に車中泊専用避難所の設定、町民への説明、意見交換などの対策が必要だと思われる。今後、本町でも対策を講じ、実際の訓練を実施すべきと考えるがどうか。

4番、内海防災センターを地域の避難所として使えないかとの要望は以前から出てきたが、センター裏山の崩壊が懸念され、避難所としての指定は見送られてきた経緯がある。

裏山ののり面対策工事も終了し、今後は安全を確認した後、地域としての避難所に使用できるのを待っているが、現在どのような状況か。また、町民会館、町民グラウンドの駐車場及び周辺の門扉、塀の整備ものり面対策工事終了後の整備と聞いているが、いつ頃の整備になるのか。

5番、大規模な災害を想定した避難所開設訓練は過去にも何度か実施し、受付の方法や避難所で使用する備品の取扱い訓練などを実施してきましたが、発災直後に、いつ、誰が、何をするのかについては、あまり想定されていなかったように思います。実際、町職員は災害対策本部の運営の中、発災直後に避難所の開設に関わることは難しく、避難所となる学校の先生も学校にいる時間のときに一時的に対応できるだけと想定されます。そのため、地域の避難所を地域の住民で円滑に開設できるようにすることが重要であると考えます。

そこで、一つの方策として、他の自治体で導入している「避難所開設BOX」というツールの情報が得られました。避難所開設BOXは避難所に設置するもので、避難所の開設に必要な作業が書かれている指示書や必要な資機材が入っており、受付から運営までのスムーズな動きが行えるようにするためのコンテナボックスです。よいものは取り入れるの考えで、ぜひ町内の自主防災組織で紹介していただくのと、開設BOXを各避難所のツールとして取り入れてもらいたいがどうか。

6番、私たちは災害などから身を守るのと同時に、火災保険などに加入し、被災したときの復興の手助けになるよう備えを事前に行っています。自治体はどうしているのか少し調べてみますと自治体に向けた保険もあり、地震、火災、水災などをはじめ、多くの

種類があるそうです。本町もそのような保険に加入しているのか。もし加入しているようなら、保険の種類と適用例があれば教えてほしい。

大きい2番としまして、本町のマイナンバーカードの現状は。

平成28年に交付が開始されたマイナンバーカードですが、当初、国民の関心は低かったように思える。その後、国が進めるマイナカード普及促進策としてマイナポイント事業が開始され、マイナカードを使って予約、申込みを行い、選んだキャッシュレス決済サービスでチャージやお買物をすると5,000円を上限に利用金額の25%分のポイントがもらえる第1弾に続き、令和4年1月からの第2弾では、健康保険証としての利用申込み、公金受取口座の登録を行った方にそれぞれ7,500円相当のポイントが付与され、合計で2万ポイントが付与されることから国民の関心が急速に高まり、各自治体に申込みが殺到しました。

現在、マイナカードの利便性についてのメリットはもちろん、様々な問題点も指摘されていますが、記憶に新しいところではマイナカードの顔写真を取り違えた事案、マイナポイント申請時の入力ミスなども起きています。

そこで、南知多町のマイナカード事業について、以下の質問をします。

1番、本町でのマイナカードの交付率はどれほどか。年代及び国の平均数値と併せて出してほしい。

2番、本町でもマイナカードに関するトラブルがあれば、内容と件数を出してほしい。

3番、マイナカードのよい面として、本人確認書類になる、健康保険証として使えるなど多くあり、今後はオンラインバンキングをはじめとした各種民間のオンライン取引等での利用、証明書の電子化に対応するツールになるとの期待もある。マイナカードの利用法として、公的な各種証明書などを入手する際、各地域にある郵便局、コンビニ等での発行も各地で既に始まっている地域もある。

今後、本町においても公共施設再配置計画の問題もあることからこのような利用法が前提になってくると思われるが、本町での取扱いの状況はどうか。

4番、子育て政策に関しても、マイナカードによる保育所の入所申込みや児童手当の利用申請などがオンライン上でできる子育てワンストップサービスが各地で行われているが、本町での進捗状況はどうか。

5番、拡張機能としてマイナカードとSuicaやPASMOの機能との連携、さらには地域公共交通などでの利用として、高齢者の割引及び無料化をカードとして識別で

きる機能を実証実験している自治体もあるが、本町での将来を含めて予定・計画はあるのか。

6番、マイナンバーは住民票を有する全ての方が持つ一人に一つの12桁の番号で、社会保障制度、税制、災害対策などにも機関をまたいだ情報のやり取りができる可能性に満ちたカードです。それゆえに不安もそれ相応にお持ちの方も多いのも現実です。国の方針も踏まえ、自治体でいろいろな使い方も可能と思えるが、このカード事業の将来性をどのように活用していくのか、町の計画を聞かせてほしい。

以上で通告書の朗読は終わらせていただきます。

再質問につきましては、自席で対応させていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（鈴木浩二君）

建設経済部長。

○建設経済部長（滝本恭史君）

それでは、御質問1-1、1-2につきましては私、建設経済部長から、御質問1-3から1-6につきましては、総務部長から答弁させていただきます。

御質問1-1につきまして答弁させていただきます。

議員の御指摘のとおり、近年、甚大化する台風や線状降水帯による豪雨などが頻発しており、住民の皆様の生命、財産を守るため、河川整備をはじめとした治水・防災対策はその重要性を増しております。

この地域の内海川流域においても過去に幾度となく浸水被害が発生し、愛知県においては2016年6月に内海川水系河川整備計画を策定し、河川の拡幅や護岸のかさ上げなどの河川改修事業を進めているところでございます。

今後、事業を予定している内海川中流部の中橋付近の改修工事に当たっては、川幅を広げ、護岸をかさ上げするため、橋の架け替え工事を計画していますが、現在と同様に自動車が通れる橋として架け替えるためには、周辺道路を含め約1メートル程度のかさ上げが必要となります。この場合、影響を受ける近隣住民の皆様の同意が必要となりますが、大変難しい状況となっております。

そこで、周辺道路のかさ上げを必要としない歩道橋として架け替えることで、一刻も早い改修工事の実施を目指したいと考えております。

7月25日には、関係地区や周辺の地権者を対象とした事業説明会を開催し、回覧により事業周知を行っているところでございます。

今後は、地域の理解を得た上で残る事業用地の取得や設計業務を経て、中橋付近の河川改修工事の実施を目指してまいります。以上です。

(8 番議員挙手)

○議長（鈴木浩二君）

服部議員。

○8 番（服部光男君）

今回の橋の架け替えを含む改修工事、地域防災にとって待っていましたがというような大変うれしい知らせとなります。拡幅と同時に川底のしゅんせつを行えば川の断面積を増やすことができ、より川の流量を増すことも期待できるが、今回の改修工事と同時にしゅんせつ工事も予定されているのでしょうか。

○議長（鈴木浩二君）

建設課長。

○建設課長（山本 剛君）

ただいまの服部議員の御質問に対しまして答弁をさせていただきます。

しゅんせつ工事の実施の時期につきましては、川の下流部から順に実施する必要があるため、中橋及び内海橋の架け替え工事の完了後に計画していると愛知県からは聞いております。以上です。

(8 番議員挙手)

○議長（鈴木浩二君）

服部議員。

○8 番（服部光男君）

まずは中橋付近の改修工事が最優先ということですが、この下流に内海橋もありまして、これは多分、河川改修ではなく道路の拡幅のそういった工事で架け替えも計画されておりますが、何かその辺の予定が分かれば状況を教えてください。

○議長（鈴木浩二君）

建設課長。

○建設課長（山本 剛君）

ただいまの御質問に対して答弁させていただきます。

内海橋付近につきましては、河川計画に合わせた国道247号の道路拡幅事業において実施する予定となっております。

現在の道路拡幅事業の進捗状況でございますが、事業用地の取得や内海橋の設計業務などを実施中であるというふうに愛知県からは聞いております。以上です。

(8 番議員挙手)

○議長（鈴木浩二君）

服部議員。

○8 番（服部光男君）

内海橋まで早急に行くといいですが、やはりいろんな順番があると思いますので、ぜひそちらの工事に関しても町から要請をどんどん行っていただきたいと思います。

今回の改修工事が進みますと、この中橋周辺に利屋川との接続場所があるんですが、この堰堤、岸壁のかさ上げが1メートルぐらい高くなるとすると大水が来たときにちょっと川の水位が上がるような感じがするんですが、その辺で利屋川への影響とかそういったものは考えているのか、どうでしょうか。

○議長（鈴木浩二君）

建設課長。

○建設課長（山本 剛君）

ただいまの御質問に対して答弁させていただきます。

この改修工事によって、この付近の河川の水位が上昇するものとは考えておりません。町の管理河川である利屋川の合流箇所におきましては、今後、逆流を防止するための改良工事などを愛知県に要望してまいりたいというふうに考えております。以上です。

(8 番議員挙手)

○議長（鈴木浩二君）

服部議員。

○8 番（服部光男君）

確かに、この心配も杞憂に終わるということもありますし、水位を改修工事によってどのような形になっていくかを見守りながら対応をお願いしたいと思っております。

次の質問をお願いいたします。

○議長（鈴木浩二君）

建設経済部長。

○建設経済部長（滝本恭史君）

それでは、御質問1-2につきまして答弁させていただきます。

貯水池につきましては、事業者より説明のあった排水計画において自主的に設置するというものでありましたが、一向に事業進捗していない状況であります。また、自主的に計画された貯水池であるため、町などが代わって貯水池を整備する考えもございません。

しかしながら、貯水池の設置については事業者の自主的な排水計画であるものの、説明会で設置を明言していたため、町からも要望はしていきますが、法的な指導はできないため、その動向を注視するにとどまっております。以上です。

(8 番議員挙手)

○議長（鈴木浩二君）

服部議員。

○8番（服部光男君）

貯水池にこだわるといいますか、過去にも同じような質問を大分いたしておりますが、やはり内海川の流れ、これは川の規模といえますか、排水能力、これをよくするためには、まずは改修工事、そして、その川のキャパシティーに対してその川にいかに早く地域からの水を入れさせないよという意味で、ゆっくり入れさせるという意味での貯水池、遊水池の設置の願いをずうっとしているわけですが、このような業者の説明会でやりますと言った以上、町がちょうど中間に入っておりますので、ぜひそういった要望を出し続けていただきたいのと、以前からお願いしている内海川改修計画の中にあります、まだ場所もはっきり決まっていらないような状況ですが、そういったものの要望もちょっと具体化していくような調整をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（鈴木浩二君）

建設課長。

○建設課長（山本 剛君）

ただいまの御質問に対しまして答弁させていただきます。

2点あったかと思えます。引き続き行政に要求していけないのかといったことですが、部長から答弁にございます。

2点目の遊水池の設置要望につきましては、愛知県が策定しております内海川水系河川整備基本方針におきまして、長期の整備方針として上流部への遊水池の設置を含めた流域全体の治水対策が示されておるものでございます。

しかし、現在、愛知県におきましては、先ほどの1の質問にもございましたとおり、

より短期で事業効果が期待される内海川の中流部への河川改修工事を優先して実施しているところでございます。

本町としましても、現在、愛知県が進めている中橋周辺などでの河川整備を一刻も早く進めたいとの考えでございますので、現時点では県への遊水池設置の要望は行っておりません。以上でございます。

○8番（服部光男君）

次、お願いします。

○議長（鈴木浩二君）

総務部長。

○総務部長（大岩幹治君）

それでは、御質問1－3について答弁させていただきます。

災害での避難は、平成28年の熊本地震では、避難した人の約7割が車中泊避難を選択しており、コロナ禍での避難では全国でも車中泊避難の需要が高まっているのが実情です。今後の避難所運営訓練を実施していく中で、車中泊訓練実施に向けて検討を進めていきたいと考えています。以上です。

（8番議員挙手）

○議長（鈴木浩二君）

服部議員。

○8番（服部光男君）

今後、ぜひ訓練に取り入れていただきたいと思います。

ワゴンやバンを改造しての車中泊は一つのブームになっておりますが、中には、少数かもしれませんが、マナーの悪い人がいるのも問題になっております。

災害時の避難ということになればある程度の長期化の可能性もあり、そこが生活の拠点になった場合、避難者同士のトラブルにもなりかねません。車の止め方だったり夜中のアイドリング、アルコールの禁止、騒音、ペットの扱いなど、事前にルールを決めておくことが必要と思われれます。

各種の資料を参考にすると、こういったルールを今後つくっていく中で、地域の中でワークショップ的な議論と意見収集から始めていくべきと思いますが、ぜひこのルールをつくるためにこのような対策をやっておるのかどうかというのをちょっとお聞かせください。

○議長（鈴木浩二君）

防災危機管理室長。

○防災危機管理室長（石黒俊光君）

車中泊の避難者も長期化する避難生活におきましては、その避難所での建物内の避難者と共に、そこでルール、マナーを守って生活するものと考えます。町が車中泊だけの避難エリアを事前に設定するのは考えていません。避難所でのルール、マナー、運営は、車中泊避難の方も加わって良好な避難所生活を実現していただくもので、車中泊に限ったものではなく、今後、避難所運営ルールをつくっていく中で、地域と町でそれぞれの避難所で事前に想定できることの検討を進めていくものと考えています。

○8番（服部光男君）

次、お願いします。

○議長（鈴木浩二君）

総務部長。

○総務部長（大岩幹治君）

それでは、御質問1－4について答弁させていただきます。

現在、内海防災センターの裏山の斜面工事は完了し、センター建物への土砂災害への安全性は高まりました。今後、県は土砂災害防止法に基づく土砂災害特別警戒区域の指定解除を実施する予定であり、町としては内海防災センターを新たな風水害時の避難所として町地域防災計画に次回の改定で掲載する予定です。

実際の風水害時の避難所としては、指定解除や計画改定を待たずに活用できるように調整しておりますので、整い次第、地域にお伝えする予定です。

ただし、内海地区については、町職員を派遣し、台風等で優先的に開設する避難所は町公民館内海分館、つまり内海サービスセンターとしておりますので、内海防災センターについては通常は自主防災組織、あるいは地域の力で自主的に開設する避難所と位置づけていく予定です。

町民会館の駐車場舗装やフェンス設置等整備事業については、防災・減災施設整備事業として財源の手だても含め検討しておりますので、実施の時期についてはまだ明言できないところでございます。以上です。

（8番議員挙手）

○議長（鈴木浩二君）

服部議員。

○ 8 番（服部光男君）

災害はいつ起こるか分からないということで避難所として使える準備ができましたら、出来次第、正式な通達をいただけたらと思っております。

また、以前からもお願いしておりましたとおりで、グラウンド、駐車場の整備、舗装とか、門扉とかそういったところの整備も引き続きお願いしたいと思っております。

次の質問をお願いいたします。

○議長（鈴木浩二君）

総務部長。

○総務部長（大岩幹治君）

それでは、御質問 1－5 について答弁させていただきます。

御質問のとおり、発災直後に地域の避難所を地域の住民で滞りなく開設することは極めて重要なことでもあります。

まず、発災直後に避難所運営を円滑に行うためには、避難所運営に関する調整事項を事前に取り決めておくことが重要であります。

優先的に取り決めるべき事項としては、まず行政、自主防災組織及び区、学校の避難所運営における役割分担や、避難所開設時の施設レイアウトを設定することが重要であると考えています。

町としては、今年度の自主防災組織等を対象とする防災リーダー養成講座を10月に実施し、その中の一例として避難所における各種役割分担やレイアウトの検討を行い、その後、11月に南知多中学校で実施する避難所運営訓練で検討結果を実証していきます。その他の小・中学校でのレイアウト検討も学校側と調整しながら進めていきたいと考えています。

そうした調整事項を取り決めた後に、各地区に向けて避難所開設BOXのように誰でも開設できるマニュアルやツールの整備に向けて、地域を中心に取組を進めていきたいと考えています。以上です。

（8 番議員挙手）

○議長（鈴木浩二君）

服部議員。

○ 8 番（服部光男君）

今までも避難所運営訓練を数々やってまいりましたが、実際にある学校、地元の内海中学校でしたけど、今、南知多中学校を、避難所をベースとしての避難所開設訓練を実施するというので、大変地元としても期待しております。

訓練参加者として、まずは自主防災会の方が中心になっての実施と思われませんが、その後は学校関係者、地域の方たち、いろんな方たちが参加できてブラッシュアップを図ってもらいたいと思いますので、ぜひその今後の展開に関してのプラン等がありましたら教えてほしいんですが。

○議長（鈴木浩二君）

防災危機管理室長。

○防災危機管理室長（石黒俊光君）

まず、避難所運営訓練のうちの避難所開設訓練を行うところでありまして、避難所開設の業務を初めに携わる方々が誰でも心配なく開始できるように、地域の方々にも学校関係者にも広まるように、またそのノウハウが引き継がれるようにして推進していきます。

○8番（服部光男君）

次、お願いします。

○議長（鈴木浩二君）

総務部長。

○総務部長（大岩幹治君）

それでは、御質問1－6につきまして答弁させていただきます。

本町では、地震、火災、水災、その他の災害による役場庁舎、学校、公民館等の損害に対する備えとして、一般財団法人全国自治協会が実施する建物災害共済に加入しております。

補償の対象となる災害は、落雷、風水害等の自然災害のほか、火災、車両の衝突・接触、破壊行為等の災害で、損害額の全部または一部が支払われるものです。

近年の適用例で損害額が高かったものを2件紹介させていただきます。

1件目は、平成30年9月の台風24号により篠島防災センターの屋外に設置した非常用発電機等が被害を受けたもので、共済金として損害額443万1,948円の半額の221万5,974円が支払われております。

2件目は、令和元年5月に篠島小学校及び中学校の火災報知設備が落雷による被害を

受けたもので、共済金として損害額合計の323万6,124円が支払われております。

なお、建物災害共済以外の保険として全国町村会災害対策費用保険にも加入しております。これは、大雨、台風等の自然災害等による防災を目的として、避難指示、または高齢者等避難を発令したことにより発生する避難所の設置費用、職員の時間外勤務手当をはじめとする応急救助費等を補償するものです。以上です。

(8番議員挙手)

○議長（鈴木浩二君）

服部議員。

○8番（服部光男君）

仮設住宅の中にはみなし仮設住宅という区分があり、空き家などを借り上げる方策もあるそうですが、そのような選択肢は考えているのか。また、そのような場合の保険適用はあるのでしょうか。

○議長（鈴木浩二君）

防災危機管理室長。

○防災危機管理室長（石黒俊光君）

みなし仮設住宅とは、通常、例としては、県で民間の賃貸借住宅を借り上げて応急仮設住宅として提供する住宅のことです。

災害対策基本法に基づく応急仮設住宅で民間の空き家の借り上げの場合は県が借り上げを行います。国に災害救助法の対象となるか事前に協議が必要となるものでありまして、具体的なものがないところで、今の時点でその対象になるかは申し上げられないものでございます。方策として考える選択肢にはまだ至っておりません。

(8番議員挙手)

○議長（鈴木浩二君）

服部議員。

○8番（服部光男君）

仮設住宅を設置するような災害が来ないことを願っておりますが、備えあればということで、防災に関する準備としてはここまでやったからもう大丈夫という終着はないように思いますが、ハード面の準備に関しては予算の裏づけも当然必要になってきます。しかし、ソフト面では、車を使っての避難の有効活用することで、高齢者の方たちの避難を高齢者が支援することも可能になってまいります。

当然、車を使った避難、車中泊とかいろんなもので地域のルール化も今後、先ほども言いましたように必要になってきますが、今回、避難所の開設に関しても地域の人たちで自分たちで開設できる可能性と今後開設のための訓練の実施も見えてきました。

自分たちの命は自分たちで守る、ではどんな方法でという問いかけにも自分たちで解決法を探っていく、そんなことが一番大事だと思います。

次の大きい2番にお願いしたいと思います。

○議長（鈴木浩二君）

厚生部長。

○厚生部長（相川和英君）

それでは、御質問2-1、2-2及び2-4は私、厚生部長から、御質問2-3、2-5及び2-6につきましては、総務部長から答弁させていただきます。

それでは、御質問2-1につきまして答弁させていただきます。

御質問の交付率につきましては、マイナンバーカードの交付枚数から再交付や死亡などにより廃止されたマイナンバーカードを除いた、現に個人が保有されているマイナンバーカードの保有枚数の人口に対する割合である保有枚数率で答弁させていただきます。

本町の令和5年1月末時点でのマイナンバーカードの保有枚数率は70.7%で、全国平均の71.0%を0.3ポイント下回っております。

年代別では、20歳未満は町が73.1%、全国平均が66.5%、20代から40代は町が65.8%、全国平均が68.7%、50代から70代は町が78.7%、全国平均が76.4%、80歳以上は町が59.4%、全国平均が65.2%であります。以上です。

○8番（服部光男君）

続いて、2番をお願いします。

○議長（鈴木浩二君）

厚生部長。

○厚生部長（相川和英君）

御質問2-2につきまして答弁させていただきます。

これまでに本町ではマイナンバーカードに関連したトラブルの発生は確認されておられません。以上です。

（8番議員挙手）

○議長（鈴木浩二君）

服部議員。

○8番（服部光男君）

1番の交付率というか、保有枚数率ということで若干の統計の取り方が違ってくると思いますが、おおむね全国平均と理解しております。

そして、トラブルがないという、これは確認されておられません、厳密に言うともうことですが、全国のまれなトラブルとしましては、同姓同名、そして誕生日も同じという方がお見えになったそうです。南知多町、本当にトラブルがゼロというのは大変お疲れさまでございました。

それで、マイナカード、一体どこまで行ったら100%になるのか。100%というのはあり得ないということですが、本年4月の松本総務相の会見で、国全体の交付率が76.3%になったのを受けて、ほぼ全ての国民に行き渡らせる水準に到達したとの見解を述べております。南知多町もおおむねその辺に来ておると思いますが、この後はマイナカードの使い方に関してということで次の質問をお願いいたします。

○議長（鈴木浩二君）

総務部長。

○総務部長（大岩幹治君）

それでは、御質問2-3につきまして答弁させていただきます。

現在のところ、本町においてマイナンバーカードの独自の利活用はございませんが、今後の利活用については公的な各種証明書を郵便局、コンビニでの交付を可能とすることや、行政手続において活用が拡大し、さらに住民がより利便性を感じられるようになってくるものと考えております。以上です。

（8番議員挙手）

○議長（鈴木浩二君）

服部議員。

○8番（服部光男君）

ここで、基本的な確認でございますが、コンビニとか郵便局での取扱いが始まったとして、取扱い地域、これは勤め先での半田だとか名古屋、そういったところでも使えるのかどうかということをお答えください。

○議長（鈴木浩二君）

総務課長。

○総務課長（坂口増和君）

システムを導入した場合でございますが、町内に限らず証明書を交付するための多機能端末機が設置されておる全国のコンビニエンスストア、または郵便局などの店舗で交付が可能となるものです。以上です。

（8 番議員挙手）

○議長（鈴木浩二君）

服部議員。

○8 番（服部光男君）

そこで、どのような案件がこの交付の対象になるかということで、町の資料によりますと、昨年度の住民票の写し等の交付件数を見ますと2万6,915件とありました。

例えば、この交付件数のうち、このシステムを運用した場合、全項目を対象にするのか、または一部を除外した場合、このコンビニ等での対象となる項目、証明書の種類とか交付対象件数というのはどのようになるのか。また、今後このシステムを導入するのかどうかということを含めてお答えください。

○議長（鈴木浩二君）

住民福祉課長。

○住民福祉課長（田中直之君）

ただいまの御質問に対して答弁させていただきます。

コンビニ等交付の対象となる住民票等の各種証明書の種類につきましては、住民票の写し、印鑑登録証明書、戸籍の全部・一部事項証明書、戸籍の附票の写しを想定しており、令和4年度の交付対象件数は約1万5,200件でございます。

なお、システムの導入につきましては、費用対効果等を考慮し、今後検討してまいります。以上です。

（8 番議員挙手）

○議長（鈴木浩二君）

服部議員。

○8 番（服部光男君）

システム導入検討中ということですが、今、別の意味での公共施設の再配置、今までは紙ベースで配付していたところをどういう形になるかとか、将来の人手不足、職員不足への対応として各証明書の発行業務の改善というのを今後どういうふうになってなっ

ていくのか、多分またいろいろな問題も出てくると思います。

そして、もう一つは証明書自体が紙で要るのか、電子証明に置き換わるのかどうかということもすぐそこに来ていると思いますので、今後、利便性とコスト、そしていわゆるタイミング、そういったことも検討しながら前向きに進めていっていただきたいと思っています。

次の質問をお願いいたします。

○議長（鈴木浩二君）

厚生部長。

○厚生部長（相川和英君）

それでは、御質問2－4につきまして答弁させていただきます。

現在、保育所の入所申込み、児童手当の手続については対面で行うことで児童や御家庭の様子を確認できるなど、得られる情報は子育て支援にとって大変重要なものと考えており、オンラインでの手続は行っておりません。

今後は、子育て家庭に寄り添った支援を継続しながら、利用者の利便性を考え、導入を検討してまいります。以上です。

（8番議員挙手）

○議長（鈴木浩二君）

服部議員。

○8番（服部光男君）

確かに、オンライン手続を必要とされる方には大変便利かもしれませんが、初めての子育て、お母さんも本当に分からないことばかりで不安でいっぱいだと思います。

特に、初めてのお子さんの場合、手続の場合などではどうしたらいいんだろうかと相談をしながら、先ほど答弁にもありましたが、対面することによる支援、これは大変大きな力になると思います。

ですが、第2子、2人目とかの相談した後の申請とかいろんなものに対してこのようなシステムがあると大変有効になると思います。状況を見ながら対応していただきたいと思っています。

次の質問をお願いいたします。

○議長（鈴木浩二君）

総務部長。

○総務部長（大岩幹治君）

それでは、御質問 2－5 につきまして答弁させていただきます。

地域公共交通において、S u i c a 等の交通系 I C カードとマイナンバーカードの連携では、乗車時に住民利用者の識別が可能となることで住民割引等の施策が容易に実施できるものでありますが、現時点でのマイナンバーカードとの連携は予定しておりません。

今後は、他市町の動向及び費用対効果等を検討した上で導入の可否を検討する必要があると考えております。以上です。

（8 番議員挙手）

○議長（鈴木浩二君）

服部議員。

○8 番（服部光男君）

マイナカードと交通系 I C カードとの連携、多くの市町が採用していると思いますが、この連携による運賃割引は高齢者や住民限定の運賃割引が簡単に受けられ、またそのカードがお買物にもできるとあってデジタル庁も全国展開を始めております。

海っ子バスでは、本年10月、運行並びに運賃の大幅変更を控えている状況ですが、マイナカードとの併用は今後に向けて大きな可能性を秘めていると思います。国の応援もマイナカードとの連携サービスを導入するに当たり、自治体には1億円を上限とした事業費2分の1を交付金で補助する制度も用意しているようでございます。こういったものに乗遅れないようにしていただきたいんですが、10月の運行等の変更とは別に新規事業も視野に入れながらの準備として導入した場合の、当然コストとコスト対応ということもあると思いますが、導入した場合の試算等はしているのでしょうか。

○議長（鈴木浩二君）

成長戦略室長。

○成長戦略室長（山本剛資君）

服部議員の質問にお答えさせていただきます。

現時点での導入の試算はしておりません。住民割引を導入するに当たっては、高齢者や住民の方の交通系 I C カードとマイナンバーカードとの普及率などを踏まえた上で費用対効果の検証が必要であると考えております。以上です。

（8 番議員挙手）

○議長（鈴木浩二君）

服部議員。

○8番（服部光男君）

お金のかかるということで費用対効果という言葉が飛び交っておりますが、公共交通の大きな目的として町民の足、特に高齢者の足として、南知多の場合、ループ交通と空白地域の対応が今後必要だと思っております。

今後ともこの利用料云々に関しては、今回ちょっとマイナカードを中心としての質問ですので特別な質問は控えますが、今後もその点をお願いしつつ、またいろいろ今後も質問をし続けると思いますので、ぜひいろいろ検証をしながら進めていっていただきたいと思えます。

次の質問をお願いいたします。

○議長（鈴木浩二君）

総務部長。

○総務部長（大岩幹治君）

それでは、御質問2-6につきまして答弁させていただきます。

国は、マイナンバーカードを基盤とした安全・安心で利便性の高いデジタル社会の実現を目指しており、日常生活の中でマイナンバーカードを利用できる範囲は日々拡大しています。

しかし、そのような状況の中でマイナンバーカードを活用した証明書の交付誤りや健康保険証、公金受取口座のひもづけにおける登録誤りといった事案が全国で発生しており、これらはマイナンバーカードの本人確認システムそのものに起因する問題ではないものの、町民のマイナンバー制度への信頼を損ないかねないものと懸念しております。

本町では、現在のところマイナンバーカードを活用した独自の取組は行っておりませんが、先進自治体を見ますと、避難所や投票所における入場受付や図書館カード、印鑑登録証としての活用事例があります。

これらの先進事例を参考にしながら、国の目標としているデジタル社会の実現、住民サービスの向上及び行政事務の効率化のため、安全・安定的な運用と費用対効果を考えながら、今後もマイナンバーカードの普及と利活用を促進していきたいと考えています。以上です。

（8番議員挙手）

○議長（鈴木浩二君）

服部議員。

○8番（服部光男君）

今までずうっとマイナカードの安定的な運用、効率化、費用対効果、便利なところを随分並べてまいりましたが、実際に私も医療機関に行ったときに、マイナカードで初回登録しますと2度目からは保険証の確認の列に並ばずスムーズな受付ができました。当然また、医療機関も間違いのない受付ができるということで、両方に利便性を享受しているものだなと実感しておりましたが。

そして、大きい1番で取り上げました避難所とこのマイナカードを結びつけてみますと、このマイナカードの利便性というのは健康保険証のひもづけ、通院の履歴、お薬の履歴、これ1枚持っていくと全てが確認ができて避難所で大変安心できるのかなと思っておりますが、セキュリティーとかいろいろ考えますと、避難所は停電とかいろんなところで、もうそのものがアナログ状態だと思います。そこでデジタルのこういったものを持っていっても利用できるのかできないのかといったら、多分できません。

紙の保険証を持って行って、またお薬の袋を持っていく、そういったもののほうが便利になるような気がしておりますが、その辺の停電が長く続くような大きな災害のときにこのような対応といいますか、先進デジタルとアナログとの対応を考えておみえでしょうか。

○議長（鈴木浩二君）

防災危機管理室長。

○防災危機管理室長（石黒俊光君）

アナログの世界というのは紙ベースでの書類管理、それから申請や交付の手続のこと、紙ベースの手続のことと思いますが、現時点、想像ではありますけど、まだ現状行っているような手続方法、例えば避難所であれば、その避難してきた人の受付名簿とかが今紙でということでありましてけれども、そういうものも並列に残さざるを得ないようなことが思われます。システムの導入コストのことも含め、今、内閣府の提唱しているシステムのみに移行していくことは、まだ将来的な課題が様々あると思います。

先ほど答弁にありましたとおり、先進事例等も参考にしながら、また対策は進めていくものと考えております。以上です。

（8番議員挙手）

○議長（鈴木浩二君）

服部議員。

○8番（服部光男君）

デジタルの便利さが使えなくなる場合もあるということで対応をしっかりと検討していただきたいのと、このようなマイナカードを普及している国のほうも、当然これは対応策というのはしっかり対策を立てて、各自治体なりいろんなところにもお示しをしていただきたい問題だと思っております。ですが、国からの指示がなかったからといって町だけの対応策を怠るというのはまたそれも許されないことと思っております。

今、年に関係なく私たちも含めて、今まで、つい先ほどまではアナログの世界、こうして私も紙を使って質問とかいろいろしております。その今の世代であれば、避難所へ行っても紙とペンがあれば、お名前を書いてもらったりするということで避難所名簿もすぐできます。マジックと段ボールがあれば受付がここ、歩く場所はこの矢印に従ってください、そういったことがすぐできますが、もうこれで少し5年、10年たちますと子どもたちが本当にデジタル世界でパソコンがないと何もできない、スマホがないと何もできないという状況も当然起きてくると思います。

そういったことも含めまして、いろんなところでいい、悪いところばかりを責めるのではなく、いいところを伸ばしていきながら今後のマイナカード、デジタルとの付き合いを進めていっていただきたい、そういうお願いをしまして私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（鈴木浩二君）

以上で服部光男議員の一般質問を終了いたします。

これをもって一般質問を終了いたします。

○議長（鈴木浩二君）

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。どうも御苦労さまでした。

〔 散会 15時36分 〕